

西桂町公共施設等総合管理計画【改訂版】

令和 4 年 3 月

西 桂 町

目次

第1章	西桂町公共施設等総合管理計画の改訂について	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画改訂年度	3
5	計画の対象施設	3
第2章	本町の現況と課題	4
1	町の概要	4
2	人口構成の変化による公共サービスに対する要求の変化	4
3	財政状況の課題と将来見通し	6
第3章	公共施設等の現況と課題	9
1	施設保有量	9
2	老朽化の状況	12
3	現況や課題に関する基本認識	14
4	過去に行った対策の実績	16
5	施設保有量の推移	17
6	有形固定原価償却率の推移	20
第4章	公共施設等マネジメントの基本方針	21
1	施設管理・更新に係る経費	21
2	公共施設等の管理に係る基本方針	25
3	数値目標（公共施設数、延べ面積、縮減・平準化に関する目標）	27
4	公共施設等の管理に係る実施方針	30
5	広域連携、国管理施設との連携についての考え方	34
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
1	建物系公共施設の管理に関する基本的な方針	35
2	インフラ施設の管理に関する基本的な方針	43

3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	45
第6章 計画推進に向けた取組み	48
1 業務サイクルによるフォローアップ	48
2 地方公共団体による各種計画との連携	48
3 地方公会計(固定資産台帳)の活用	48
4 議会や町民との情報共有	49
5 今後の進め方	49

※記載数量について
本計画で取り扱う数値は四捨五入の端数処理をしているため、表記される合計は一致しない場合があります。

第1章 西桂町公共施設等総合管理計画の改訂について

1 計画策定の目的

西桂町（以下「当町」という。）では町民サービスの向上に資するため公共施設等の整備を進めてきましたが、その多くが完成後 30 年以上を経過し、老朽化の進行とその対策が課題となっています。

今後、公共施設等の大規模改修や建替えなどが集中することにより、多額の更新費用が必要となります。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少から税収の落ち込みと社会保障費の増加が見込まれており、厳しい財政状況が予想されます。

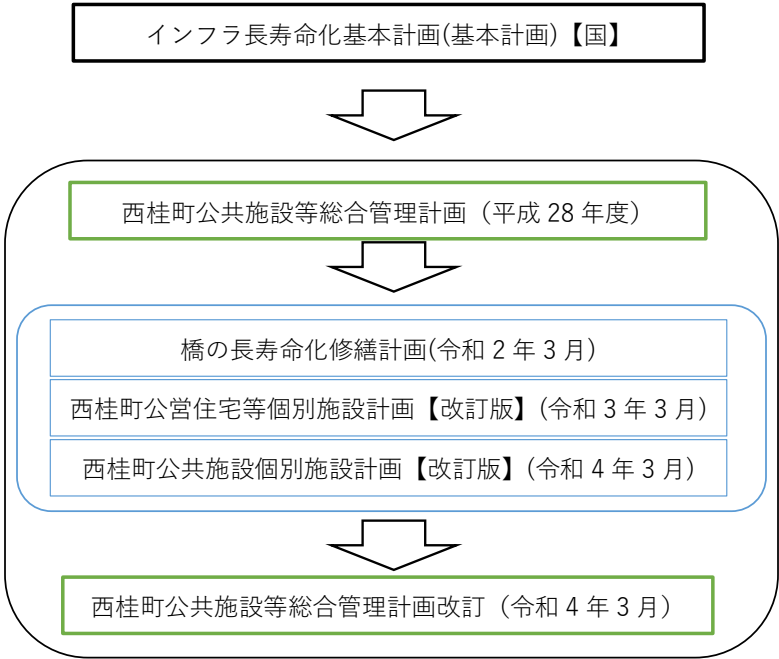
当町では国の要請により、これまでに公共施設に関する計画は、平成 28(2016)年度に「西桂町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、個別施設計画として令和 2(2020)年 3 月に「橋の長寿命化修繕計画」（以下「橋の長寿命化計画」）、令和 3(2021)年 3 月に「西桂町営住宅等長寿命化計画【改訂版】」（以下「改訂町営住宅等長寿命化計画」）及び「西桂町第 6 次総合計画」（以下「総合計画」という。）、令和 4(2022)年 3 月に「西桂町公共施設個別施設計画【改訂版】」（以下「改訂個別施設計画」）を策定しました。

今回さらなる国の要請により、個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しに取り組むこととされ、当町においても総合管理計画の策定から 5 年が経過するため見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

改訂する総合管理計画（以下「改訂総合管理計画」という。）は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、当町がインフラの維持管理及び更新等を推進するため、個別施設計画等を反映させた、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針として策定します。

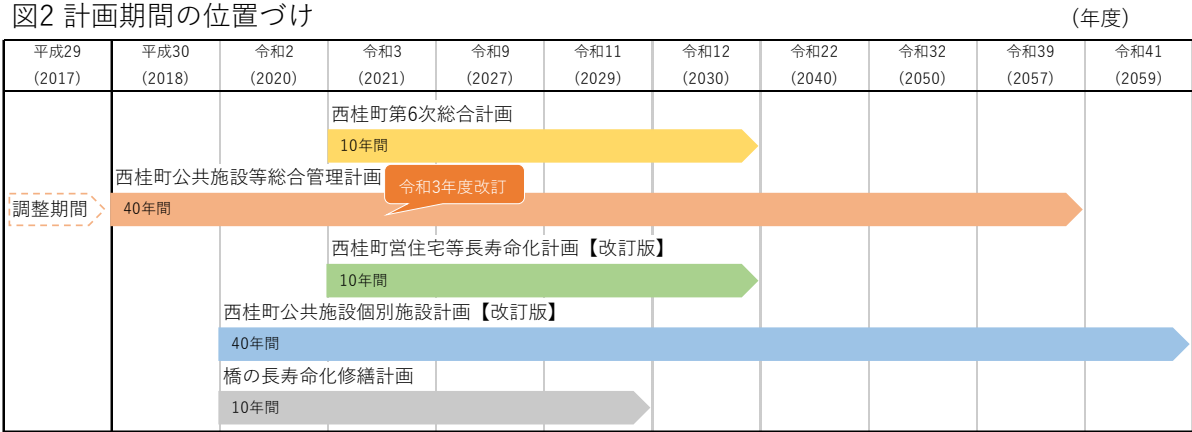
図1 計画の位置づけ



3 計画期間

計画策定は平成 28(2016)年度に行い、計画期間は平成 29(2017)年度を公共施設管理組織の調整期間とし、平成 30(2018)年度から令和 39(2057)年度の 40 年間とします。

図2 計画期間の位置づけ



4 計画改訂年度

令和 3(2021)年度は計画策定から 5 年が経過するため、国の要請も踏まえて改訂を行います。

5 計画の対象施設

改訂総合管理計画の対象となる公共施設等は、以下の通りです。

表1 建物系公共施設の対象施設

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	町民文化系施設	交流施設	集会場
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	グラウンド・武道館
		レクリエーション施設	複合レジャー施設
	産業系施設		産業会館
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所
	保健・福祉施設	福祉施設	福祉センター
	行政系施設	庁舎等	役場
		その他行政施設	公民館・倉庫・防災倉庫
	公営住宅		共同住宅
	公園		公衆トイレ
	その他建物系公共施設		消防センター・教職員住宅

本計画は施設ごとに棟別で行います。また、付帯施設として存在する 10 m²未満の施設については計画対象外とします。

表2 インフラ施設の対象施設

類型区分	大分類	中分類	主な施設
土木系 公共施設	道路	町道	町道
		農道	農道
		橋りょう	橋りょう
	公園		公園
企業会計 施設	上水道	簡易水道	導水管及び送水管・配水管
	公共下水道	公共下水道	下水管

第2章 本町の現況と課題

1 町の概要

1) 位置

山梨県の南東部、南都留郡のほぼ中央部にあり東京都心からほぼ 100 km 圏内に位置しています。北と東は都留市、南は富士吉田市、西は富士河口湖町と隣接しています。町域の平端部を中央自動車道及び国道 139 号と富士急行線が東西に縦断しているため首都圏や甲府盆地からもアクセスも良好な場所となっています。

2) 面積

総面積は 15.22 km²(西桂町 HP「西桂町の地勢・位置」)で、このうち約 75%が山林となっています。

3) 人口密度

人口密度(総面積に対する町民基本台帳に基づく人口)は、1 km²当たり 271.3 人(令和 3 年 10 月 1 日現在)となっています。

2 人口構成の変化による公共サービスに対する要求の変化

1) 人口の概要

当町の人口は、平成 12(2000)年の 4,910 人をピークに減少傾向で推移しています。西桂町人口ビジョンによる将来推計人口では、40 年後の令和 22(2040)年では 3,547 人、60 年後の令和 42(2060)年では 3,000 人を割り込み 2,780 人と推計しています。

2) 年齢区分別予測

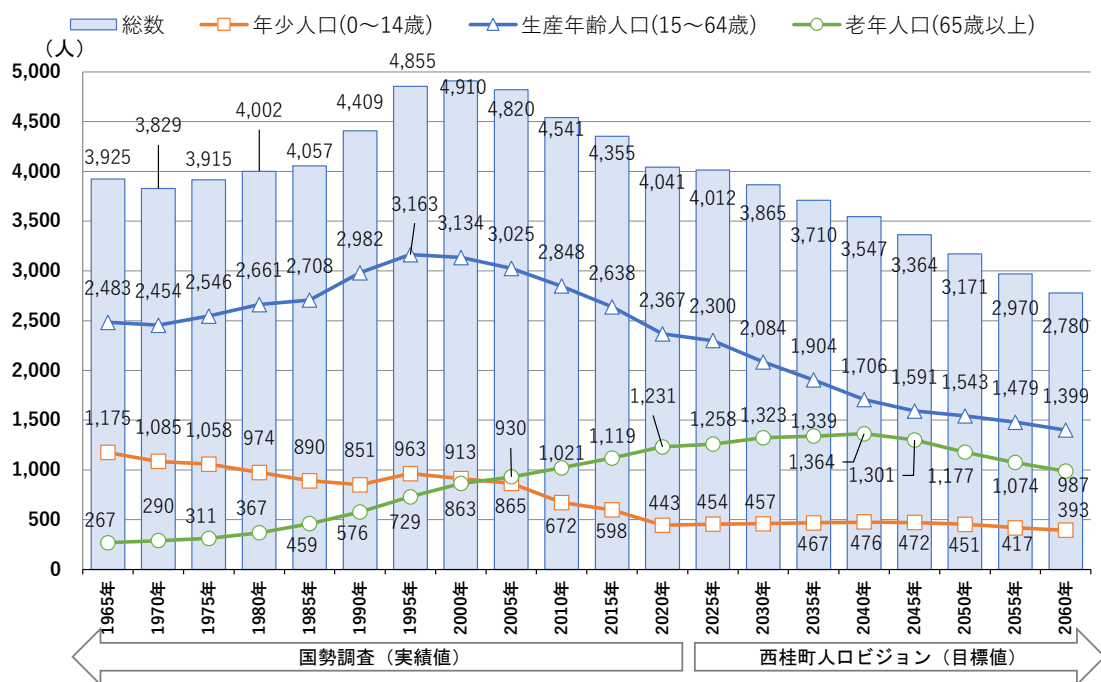
年少人口(0～14 歳)は平成 7(1995)年から令和 3(2020)年までは減少になり、令和 3(2020)年以降は、ほぼ横ばいの数で推移すると見込まれています。

生産年齢人口(15～64 歳)は平成 7(1995)年から減少傾向となり、20 年後の令和 22(2040)年には 1,706 人、40 年後の令和 42(2060)年には 1,399 人になると推計されます。平成 7(1995)年の生産年齢人口に対して、25 年後の令和 22(2040)年では約 46%減、45 年後の令和 42(2060)年では約 56%の減になると見込まれています。

老年人口(65 歳以上)は昭和 40(1965)年から増加傾向にあります。令和 22(2040)年の 1,364 人がピークになり、以降は減少傾向に転じ、令和 42(2060)年に 987 人と推計されます。

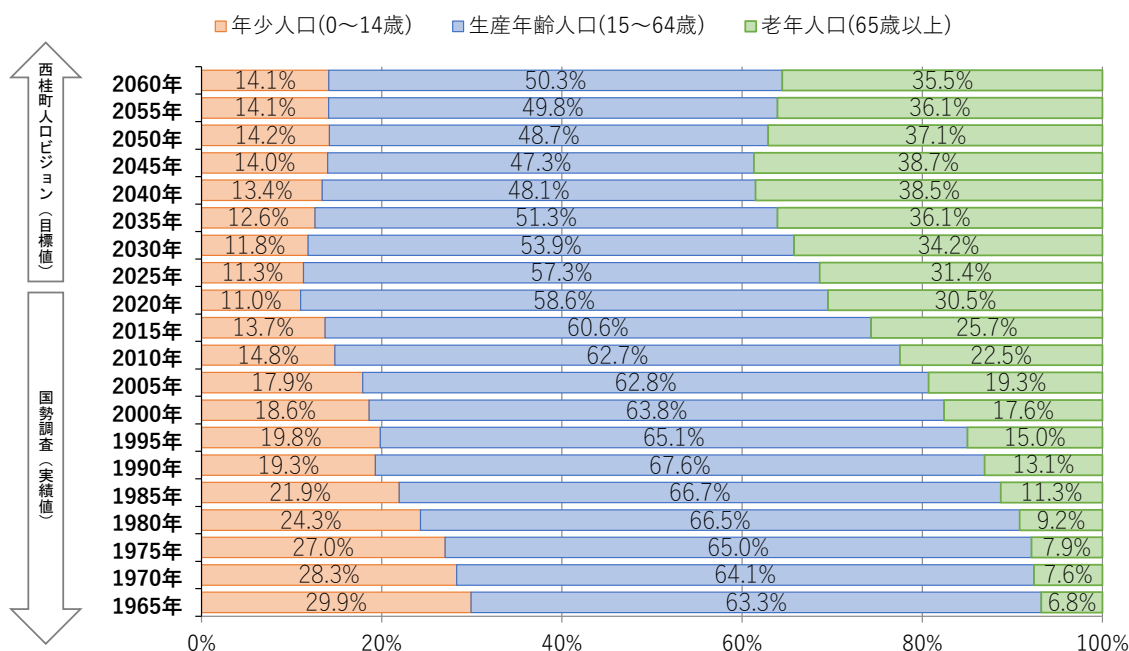
人口構成において、平成 12(2000)年以降は年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加することにより、高齢化の進行と働き手世代の減少が見込まれています。

図3 年齢3区分別人口の推移



出典：山梨県統計データバンク、西桂町人口ビジョン(平成 28 年 1 月)

図4 年齢3区分別人口の割合の推移と将来推計人口割合の目標



3 財政状況の課題と将来見通し

1) 歳入

当町の歳入は、地方交付税とその他特定財源の増加により平成27(2015)年度の25.39億円をピークに約22億円から約25億円の間を推移しています。令和2(2020)年度はコロナ禍で国庫支出金が平成23(2011)年度から令和元(2019)年度までの平均約1.74億円の約4.5倍となっています。それに伴い歳入も32.85億円と増加しています。町税は過去10年間の平均で約4.30億円を維持しています。

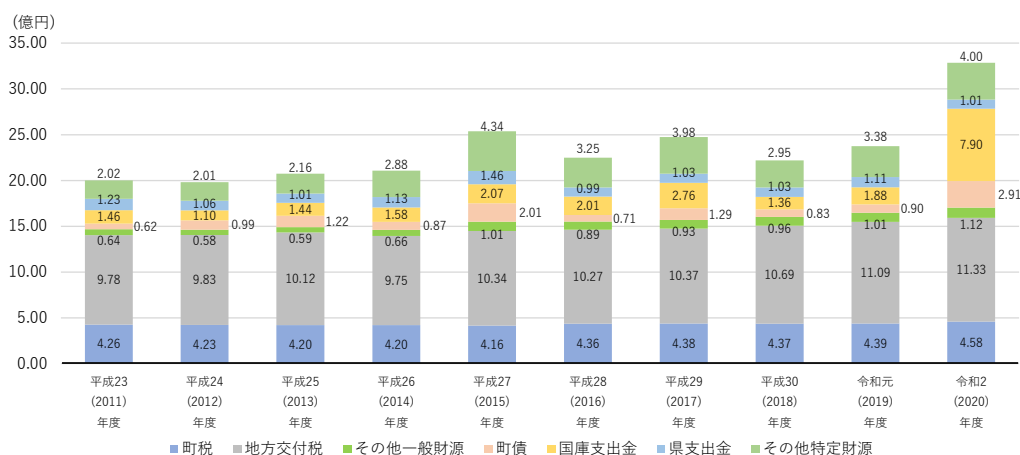
この他では、地方交付税が歳入の約5割を占めており、依存財源(国または県の意思に依存する収入)の動向により不安定な状況にあります。また、今後は生産年齢人口の減少が推計され、町税も減少傾向になると予想されます。

表3 歳入の推移

(億円)

	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
町税	4.26	4.23	4.20	4.20	4.16	4.36	4.38	4.37	4.39	4.58
	21%	21%	20%	20%	16%	19%	18%	20%	18%	14%
地方交付税	9.78	9.83	10.12	9.75	10.34	10.27	10.37	10.69	11.09	11.33
	49%	50%	49%	46%	41%	46%	42%	48%	47%	34%
その他一般財源	0.64	0.58	0.59	0.66	1.01	0.89	0.93	0.96	1.01	1.12
	3%	3%	3%	3%	4%	4%	4%	4%	4%	3%
町債	0.62	0.99	1.22	0.87	2.01	0.71	1.29	0.83	0.90	2.91
	3%	5%	6%	4%	8%	3%	5%	4%	4%	9%
国庫支出金	1.46	1.10	1.44	1.58	2.07	2.01	2.76	1.36	1.88	7.90
	7%	6%	7%	7%	8%	9%	11%	6%	8%	24%
県支出金	1.23	1.06	1.01	1.13	1.46	0.99	1.03	1.03	1.11	1.01
	6%	5%	5%	5%	6%	4%	4%	5%	5%	3%
その他特定財源	2.02	2.01	2.16	2.88	4.34	3.25	3.98	2.95	3.38	4.00
	10%	10%	10%	14%	17%	14%	16%	13%	14%	12%
歳入合計	20.01	19.80	20.74	21.07	25.39	22.48	24.74	22.19	23.76	32.85
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図5 歳入の推移



2) 歳出

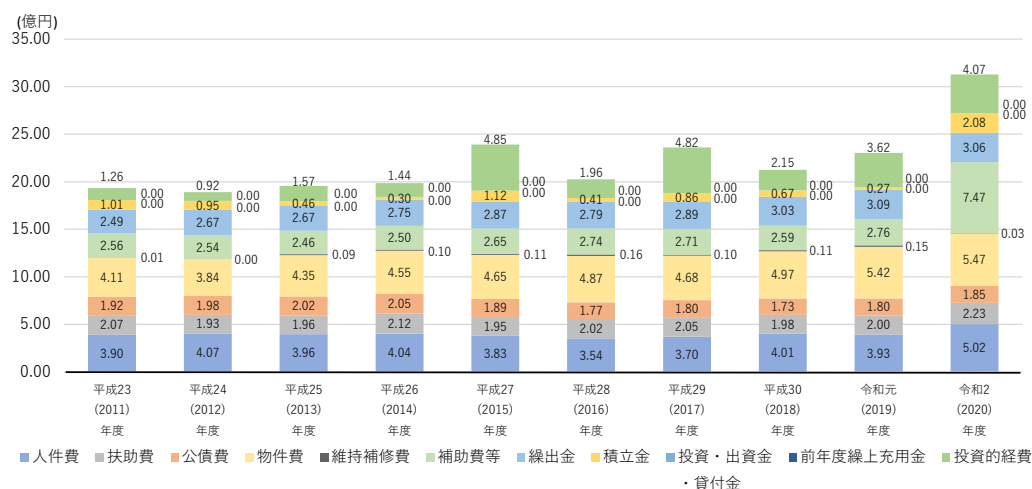
当町の歳出は、平成 27(2015)年度の 23.92 億円をピークに約 20 億円から約 24 億円の間を推移しています。令和 2(2020)年度はコロナ禍で補助費等が平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度までの平均約 2.61 億円の約 2.8 倍となっています。それに伴い歳出 31.28 億円と増加しています。維持修繕費は増加傾向にあり近年では 0.1 億円から 0.15 億円の間を推移しています。今後は公共施設等の劣化の進行により、経常的な修繕の増加や大規模な修繕により、維持修繕費及び投資的経費の増加が予想されます。

表4 歳出の推移

(億円)

	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
人件費	3.90	4.07	3.96	4.04	3.83	3.54	3.70	4.01	3.93	5.02
	20%	22%	20%	20%	16%	17%	16%	19%	17%	16%
扶助費	2.07	1.93	1.96	2.12	1.95	2.02	2.05	1.98	2.00	2.23
	11%	10%	10%	11%	8%	10%	9%	9%	9%	7%
公債費	1.92	1.98	2.02	2.05	1.89	1.77	1.80	1.73	1.80	1.85
	10%	10%	10%	10%	8%	9%	8%	8%	8%	6%
物件費	4.11	3.84	4.35	4.55	4.65	4.87	4.68	4.97	5.42	5.47
	21%	20%	22%	23%	19%	24%	20%	23%	24%	17%
維持補修費	0.01	0.00	0.09	0.10	0.11	0.16	0.10	0.11	0.15	0.03
	0%	0%	0%	1%	0%	1%	0%	1%	1%	0%
補助費等	2.56	2.54	2.46	2.50	2.65	2.74	2.71	2.59	2.76	7.47
	13%	13%	13%	13%	11%	14%	11%	12%	12%	24%
繰出金	2.49	2.67	2.67	2.75	2.87	2.79	2.89	3.03	3.09	3.06
	13%	14%	14%	14%	12%	14%	12%	14%	13%	10%
積立金	1.01	0.95	0.46	0.30	1.12	0.41	0.86	0.67	0.27	2.08
	5%	5%	2%	2%	5%	2%	4%	3%	1%	7%
投資・出資金 ・貸付金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
前年度繰上充用金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
投資的経費	1.26	0.92	1.57	1.44	4.85	1.96	4.82	2.15	3.62	4.07
	7%	5%	8%	7%	20%	10%	20%	10%	16%	13%
歳出合計	19.33	18.90	19.54	19.85	23.92	20.26	23.61	21.24	23.04	31.28
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図6 歳出の推移



3) 財政の見通し

普通会計における財政の見通しは以下の通りです。

表5 財政の見通し

(百万円)

項目		令和元(2019) 年度決算	令和2(2020) 年度決算	令和3(2021) 年度決算見込	令和4(2022) 年度決算	令和5(2023) 年度決算	令和6(2024) 年度決算	令和7(2025) 年度決算	令和8(2026) 年度決算
歳入	地方税	439	458	429	432	440	435	437	438
	地方譲与税・地方特例交付金等・各種交付金	100	112	114	112	112	112	112	112
	地方交付税	1,109	1,133	1,197	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202
	臨時財政対策債	53	51	68	51	51	51	51	51
	国・県支出金	299	891	290	378	378	363	356	356
	寄附金	12	23	19	21	28	36	47	61
	地方債(臨財債を除く)	37	240	65	345	491	33	33	33
	その他	327	377	424	615	892	661	351	361
歳入計 A		2,376	3,285	2,606	3,156	3,594	2,893	2,589	2,614
歳出	人件費	393	502	452	561	450	448	436	442
	物件費	542	547	545	562	567	567	572	572
	扶助費	200	223	219	234	233	230	230	230
	補助費等	276	747	345	325	325	325	325	325
	普通建設事業費	362	407	410	838	1,395	705	417	450
	うち補助事業	207	294	225	355	355	330	315	315
	単独事業	155	113	185	483	1,040	375	102	135
	公債費	180	185	188	193	181	168	151	131
	繰出金	309	306	347	337	344	351	359	365
	その他	42	211	50	50	50	50	50	50
歳出計 B		2,304	3,128	2,556	3,100	3,545	2,844	2,540	2,565
歳入歳出差引 A - B		72	157	50	56	49	49	49	49

第3章 公共施設等の現況と課題

1 施設保有量

1) 建物系公共施設の状況

建物系公共施設の各施設の延べ面積の合計は 33,741 m²で、合計施設数は 28 施設です。

表6 建物系公共施設

No.	大分類	延べ面積	施設数
1	学校教育系施設	13,067 m ²	2施設
2	町民文化系施設	1,742 m ²	2施設
3	スポーツ・レクリエーション系施設	4,220 m ²	3施設
4	産業系施設	449 m ²	1施設
5	子育て支援施設	1,238 m ²	1施設
6	保健・福祉施設	1,144 m ²	1施設
7	行政系施設	2,998 m ²	8施設
8	公営住宅	7,783 m ²	4施設
9	公園	657 m ²	4施設
10	その他建物系公共施設	443 m ²	2施設
合計		33,741 m ²	28施設

当町が保有する大分類別の延べ面積と施設数の割合を見ると、延べ面積では学校教育系施設の占める割合が 38.7%と最も多く、次いで公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設の順となります。

施設数では、行政系施設が 8 施設と最も多く、次いで公営住宅、公園、スポーツ・レクリエーション施設の順となります。

図7 大分類別の延べ面積の割合

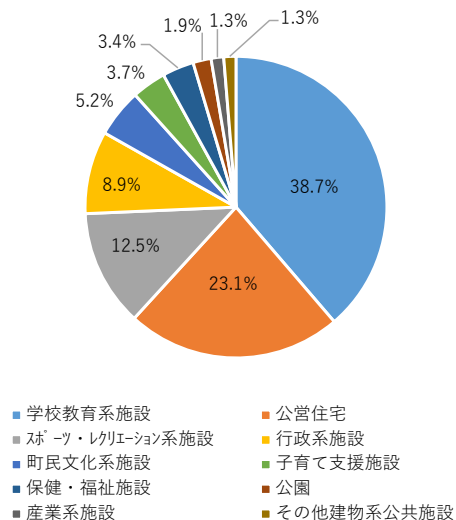
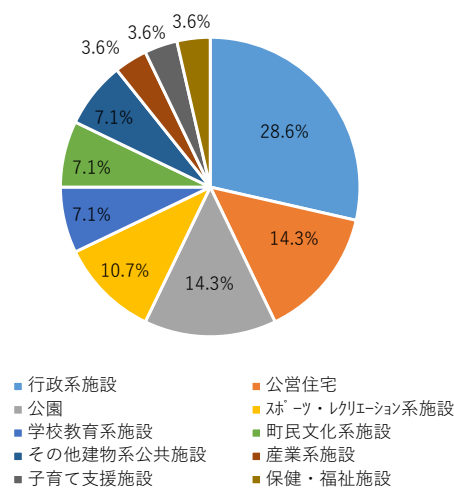


図8 大分類別の施設数の割合



2) インフラ施設の状況

① 道路

道路の保有状況は、「町道」が実延長 31.55 km、面積 151,396 m²であり、「農道」が実延長 10.57 km、面積 30,923 m²です。

表7 道路の保有状況

No.	種別	実延長	面積
1	町道	31.55km	151,396 m ²
2	農道	10.57km	30,923 m ²
合計		42.12km	182,319 m ²

② 橋りょう

橋りょうの保有状況は、「橋の長寿命化計画(令和 2 年 3 月)」によると構造別では「鋼橋」が 12 橋、「PC 橋」が 8 橋、「RC 橋」が 22 橋です。面積別では、「鋼橋」が 1,103 m²、「PC 橋」が 392 m²、「RC 橋」が 632 m²となっています。

表8 橋りょうの保有状況

No.	構造	橋数	面積
1	鋼橋	12橋	1,103 m ²
2	PC橋	8橋	392 m ²
3	RC橋	22橋	632 m ²
合計		42橋	2,128 m ²

③ 簡易水道

簡易水道の保有状況は、実延長で 37,029m です。

表9 簡易水道の保有状況

No.	管種	実延長
1	ダクタイル鋳鉄管	13,149m
2	鋳鉄管	79m
3	硬質塩化ビニール管	3,709m
4	塩ビライニング鋼管	12m
5	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	17,062m
6	ポリプロピレン管（1層）	157m
7	ポリプロピレン管（2層）	1,819m
8	ポリエチレン管	474m
9	ステンレス鋼管	41m
10	鋼管	8m
11	亜鉛メッキ鋼管	214m
12	管種不明	305m
合計		37,029m

④ 公共下水道

公共下水道の保有状況は、管理延長が 19,335m です。

表10 公共下水道の状況

種別	No.	地区	管理延長
排水 管	1	西桂第1-1処理分区	124 m
	2	西桂第1-2処理分区	265 m
	3	西桂第1-3処理分区	2,896 m
	4	西桂第1-5処理分区	28 m
	5	西桂第2処理分区	3,021 m
	6	西桂第3-1処理分区	1,314 m
	7	西桂第3-2処理分区	4,950 m
	8	西桂第4-1処理分区	5,313 m
	9	西桂第4-2処理分区	1,425 m
合計			19,335 m

⑤ 公園

公園の保有状況は、施設数 10 箇所、総面積 59,861 m²です。

表11 公園の状況

No.	公園名	場所	面積
1	ランランランド	西桂町下暮地字滝入	2,724 m ²
2	農村公園	西桂町下暮地字入田	2,091 m ²
3	泉ヶ丘公園(東側、西側)	西桂町下暮地字柿野	427 m ²
4	憩いの森公園	西桂町下暮地字大沢	20,726 m ²
5	三ッ峠さくら公園	西桂町下暮地字大沢	22,498 m ²
6	桂川公園	西桂町小沼、倉見	6,043 m ²
7	桂ニュータウン公園	西桂町倉見字天久保	526 m ²
8	郷土公園	西桂町小沼字郷土	1,241 m ²
9	富士見公園	西桂町倉見字正縄木	892 m ²
10	クマガイソウ群生地	西桂町倉見字月夜ノ平	2,693 m ²
合計			59,861 m ²

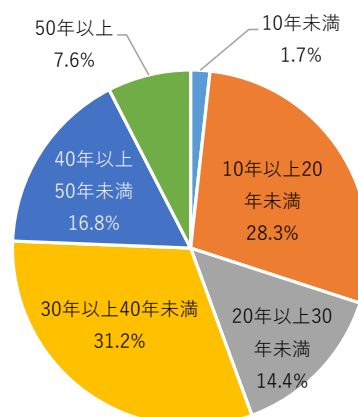
2 老朽化の状況

1) 建物系公共施設の老朽化状況

当町が保有する建物系公共施設の延べ面積を築年数別に見ると、30 年以上 40 年未満が31.2%と最も多く、次いで10 年以上 20 年未満の28.3%、40 年以上 50 年未満の16.8%の順となります。

図9 築年数別の面積割合

No.	築年数	延べ面積	棟数
1	10年未満	589 m ²	3棟
2	10年以上20年未満	9,533 m ²	11棟
3	20年以上30年未満	4,862 m ²	21棟
4	30年以上40年未満	10,534 m ²	17棟
5	40年以上50年未満	5,672 m ²	9棟
6	50年以上	2,550 m ²	3棟
合計		33,741 m ²	64棟



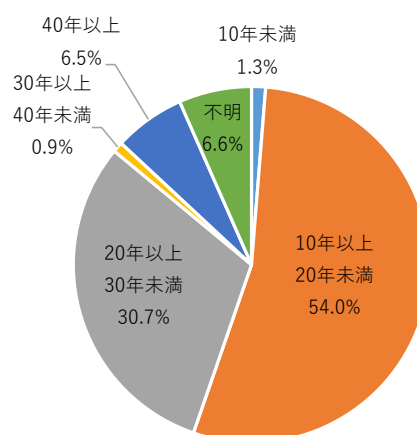
2) インフラ施設の老朽化状況

① 道路

当町が保有する町道の実延長を建設後年数別に見ると、10 年以上 20 年未満が54.0%と最も多く、次いで20 年以上 30 年未満が30.7%の順となります。

図10 建設後年数別の実延長割合(町道)

No.	建設後年数	実延長	面積
1	10年未満	400 m	1,527 m ²
2	10年以上20年未満	17,040 m	91,390 m ²
3	20年以上30年未満	9,692 m	40,434 m ²
4	30年以上40年未満	295 m	1,011 m ²
5	40年以上	2,035 m	7,835 m ²
6	不明	2,085 m	9,199 m ²
合計		31,546 m	151,396 m ²

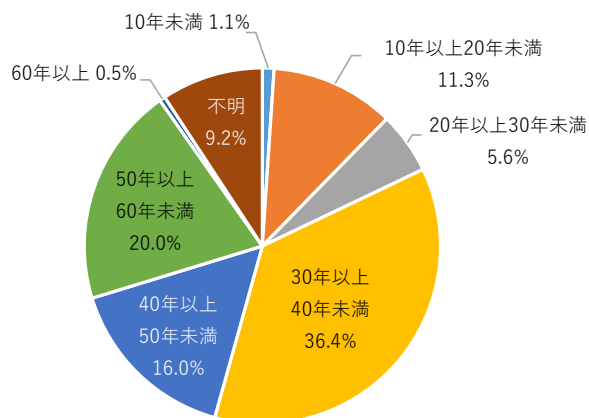


② 橋りょう

当町が保有する橋りょうの面積を建設後年数別に見ると、30 年以上 40 年未満が 36.4%と最も多く、次いで 50 年以上 60 年未満が 20.0%、40 年以上 50 年未満が 16.0% の順となります。また、建設年不明の橋りょうが 9.2%となります。

図11 建設後年数別の面積割合

No.	建設後年数	橋数(橋)	面積
1	10年未満	1橋	23 m ²
2	10年以上20年未満	4橋	240 m ²
3	20年以上30年未満	2橋	119 m ²
4	30年以上40年未満	10橋	774 m ²
5	40年以上50年未満	7橋	339 m ²
6	50年以上60年未満	8橋	425 m ²
7	60年以上	1橋	11 m ²
8	不明	9橋	197 m ²
合計		42橋	2,128 m ²

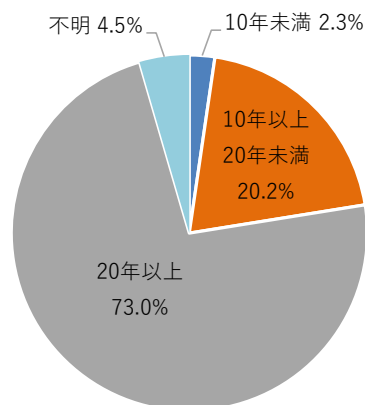


③ 簡易水道

当町が保有する簡易水道の延長を布設後年数別に見ると、20 年以上が 73.0%と最も多く、次いで 10 年以上 20 年未満が 20.2%の順となります。布設年不明の管は 4.5%となります。

図12 布設後年数別の延長割合

No.	布設後年数	延長
1	10年未満	853m
2	10年以上20年未満	7,464m
3	20年以上	27,043m
4	不明	1,669m
合計		37,029m

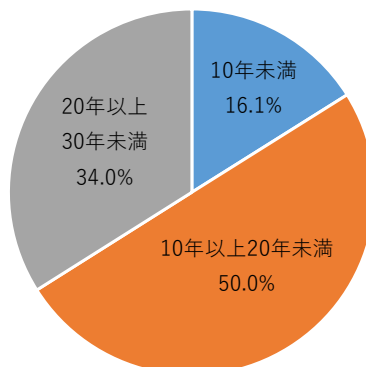


④ 公共下水道

当町が保有する公共下水道の管理延長を布設後年数別に見ると、10 年以上 20 年未満が 50.0%と最も多く、次いで 20 年以上 30 年未満が 34.0%、10 年未満が 16.1% の順となります。

図13 布設後年数別の管理延長割合

No.	布設後年数	管理延長
1	10年未満	3,108 m
2	10年以上20年未満	9,660 m
3	20年以上30年未満	6,567 m
合計		19,335 m

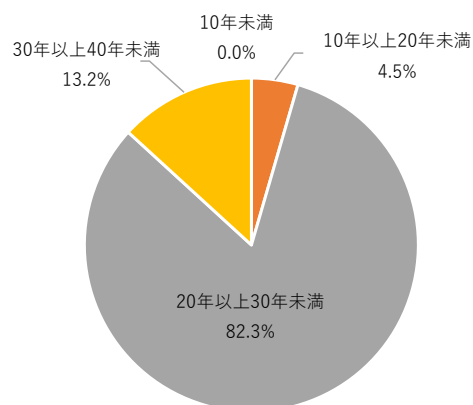


⑤ 公園

当町が保有する公園の面積を建設後年数別に見ると、20 年以上 30 年未満が 82.3%と最も多く、次いで 30 年以上 40 年未満が 13.2%、10 年以上 20 年未満が 4.5%の順となります。クマガイソウ群生地は、都市計画公園として平成 30(2018)年度に設置されましたが、整備は平成 20(2008)年度に行われています。

図14 建設後年数別の面積割合

No.	建設後年数	面積
1	10年未満	0 m ²
2	10年以上20年未満	2,693 m ²
3	20年以上30年未満	49,267 m ²
4	30年以上40年未満	7,901 m ²
合計		59,861 m ²



3 現況や課題に関する基本認識

1) 建物系公共施設に関する現況と課題

建物系公共施設のうち築 20 年以上となる建物の割合が 70%を占めており今後大規模な改修や更新が必要となります。

将来推計人口は、少子高齢化が進み人口構成の変化も予想されています。町民の公共サービスに対する要求に合わせた施設のありかたについて検討が必要となります。

また、高齢化にともない、今後も扶助費の増大が予想されますが、当町の歳入は依存財政の動向により不安定な状況です。

施設の長寿命化を図るため、定期的な現況把握をもとに計画的な修繕を行うとともに、人口構成の変化や社会的要求水準の高まり等による利用状況に応じた施設のありかたの検討が必要です。

2) インフラ施設に対する現況と課題

① 道路

町道のうち建設後 20 年以上(建設年不明を含む)の割合は約 45%の割合を占めています。道路更新は、簡易水道及び公共下水道の整備と合わせて舗装改修を行うことで順次更新しています。

当町市街地の道路の多くは狭隘道路であり、緊急車両の通行や交通安全の確保に懸念があります。「総合計画」では、「防災・救急の視点から安全で快適な町民生活のため、行き止まり道路や狭隘道路の解消に努める、また、国道 139 号の渋滞緩和や生活道路確保のため町道及び農道の整備を検討する」としています。

② 橋りょう

橋りょうのうち耐用年数の 60 年を超えている割合は 0.5% ですが、建設後 50 年以上の橋りょうも 20.0% となっています。建設年不明の割合も合わせると約 30% の割合を占めています。令和元(2019)年度までは傷みがひどくなってから修繕工事を行う対症療法的な維持管理をしています。対症療法的な維持管理を続けると今後の修繕工事や建替え工事に関する費用が、急激に増加していくことが予想されます。

限られた予算のなかで効率的に橋を維持していく取り組みが必要となるため、「橋の長寿命化修繕計画(令和 2 年 3 月)」では従来の対症療法型(一般管理型)から予防保全型(長寿命化型)への管理手法の転換を行うとしています。

③ 簡易水道

簡易水道は布設後 20 年以上(布設年不明を含む)の割合は約 78% の割合を占めています。「総合計画」では、老朽化した施設の更新や長期的な視点での施設の維持管理、水道事業の経営強化が課題となっています。また、災害時においても安定した供給を行えるよう耐震化が必要としています。

④ 公共下水道

公共下水道は全て布設後 30 年未満となっています。快適で衛生的な生活環境を確保するため、計画的に整備を進めています。今後も計画的な下水道の整備を進め普及率を高めていくことが課題となります。

⑤ 公園

公園は建設後 20 年以上(耐用年数の 1/2 を超過している)の割合は約 96% の割合を占めています。「総合計画」では、安全な歩行空間の確保に努め、自然に親しみやすい環境づくりを進める。また、適切な維持管理を行うことが課題としています。

4 過去に行った対策の実績

総合管理計画策定以降の平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの 4 年間に行った対策工事費の合計は、建物系公共施設が 560,873 千円、インフラ施設が 354,377 千円となります。

対象となる対策工事は修繕費及び工事請負費とし、新規整備に係る費用を除いた改修及び機能向上を伴う費用を計上します。

表12 建物系公共施設の対策工事費の実績推移 (千円)

	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	計
修繕費	12,201	10,925	11,534	15,769	50,430
工事請負費	198,776	69,569	171,646	70,452	510,443
計	210,978	80,494	183,181	86,221	560,873

図15 建物系公共施設の対策工事費の実績推移

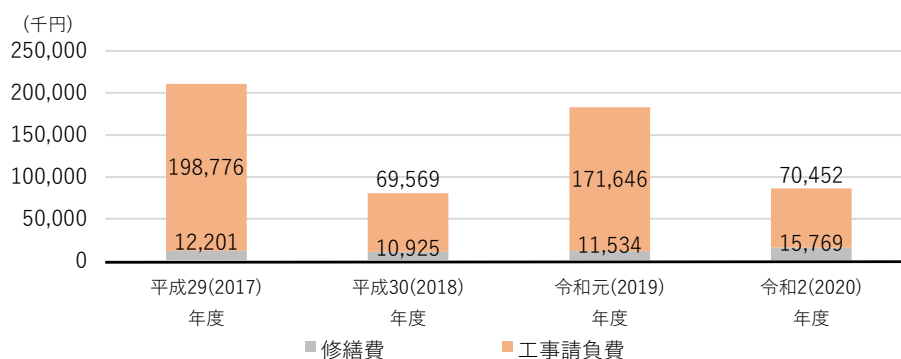
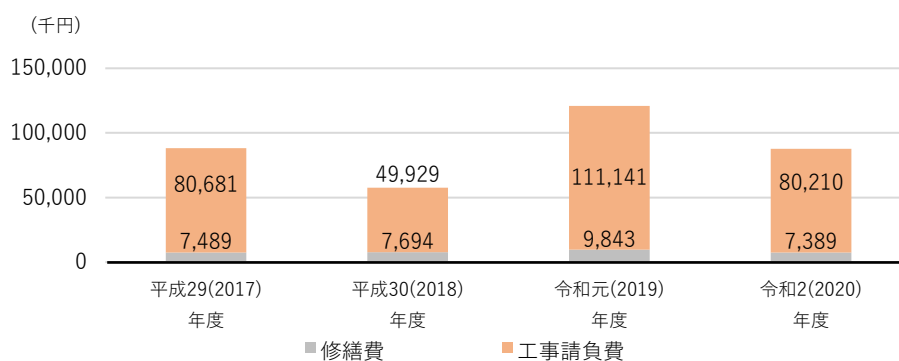


表13 インフラ施設の対策工事費の実績推移 (千円)

	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	計
修繕費	7,489	7,694	9,843	7,389	32,415
工事請負費	80,681	49,929	111,141	80,210	321,962
計	88,170	57,624	120,984	87,599	354,377

図16 インフラ施設の対策工事費の実績推移

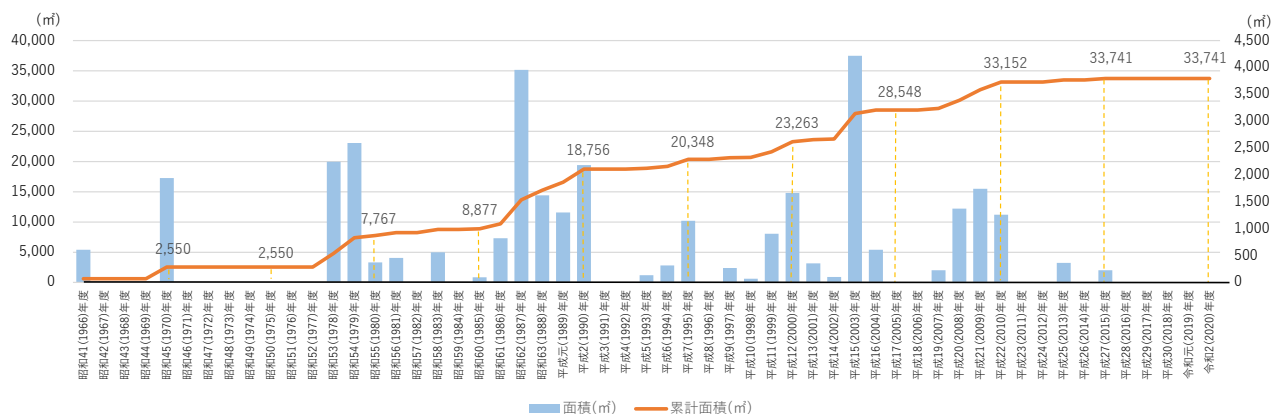


5 施設保有量の推移

1) 建物系公共施設

建物系公共施設の延べ面積は、昭和 45(1970)年度から平成 22(2010)年度の間に約 13 倍に増加しています。平成 27(2015)年度以降は延べ面積に変化はありません。

図17 建物施設の保有量の推移

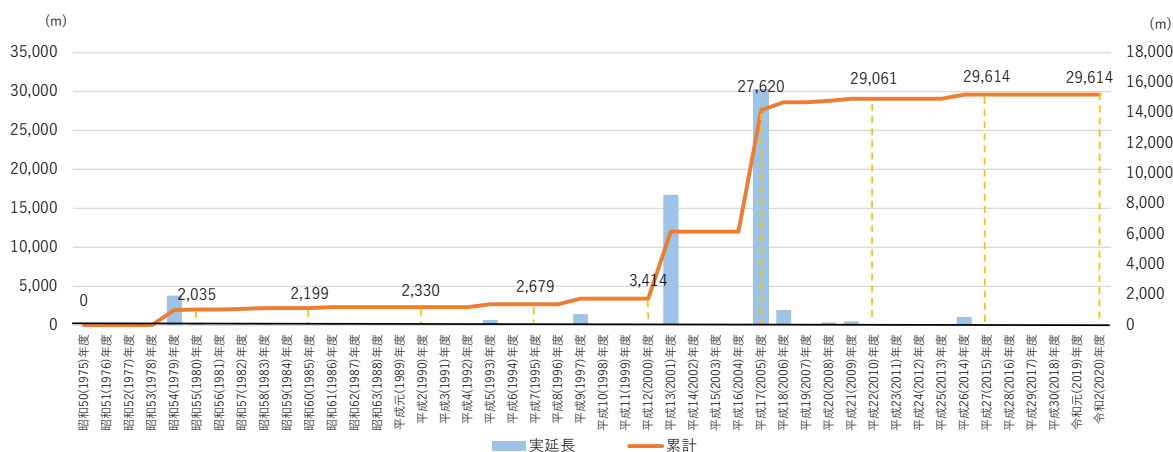


2) インフラ施設

① 道路

道路の実延長は、平成 12(2000)年度から平成 17(2005)年度の間に約 8 倍に増加し、平成 17(2005)年度から平成 27(2015)年度は約 200m/年の増加傾向となっています。平成 27(2015)年度以降の保有量は横ばいとなっています。

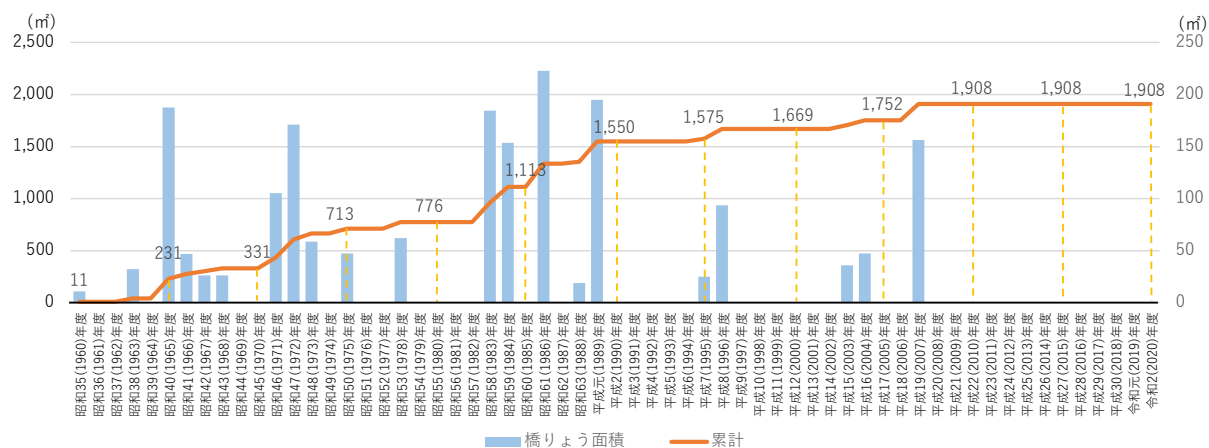
図18 道路の保有量の推移



② 橋りょう

橋りょうの面積は、昭和 40(1965)年度から平成 17(2007)まで増加傾向となっており、約 40 m²/年の増加となっています。平成 17(2007)年度以降は僅かに増加していますが同程度の保有量を維持しています。

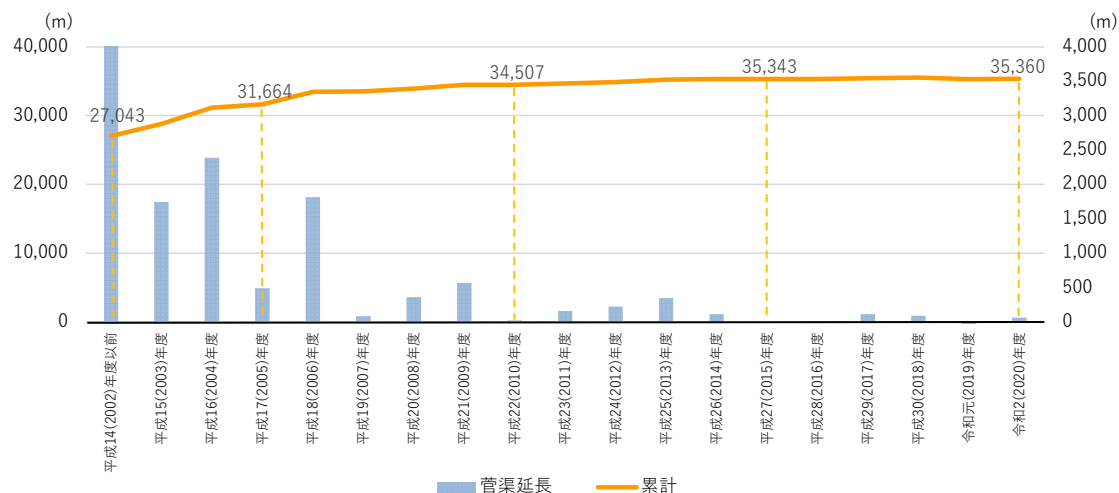
図19 橋りょうの保有量の推移



③ 簡易水道

簡易水道の延長は、平成 27(2015)年度まで増加傾向にあり、約 640m/年の増加となっています。平成 27(2015)年度以降は微増しています。

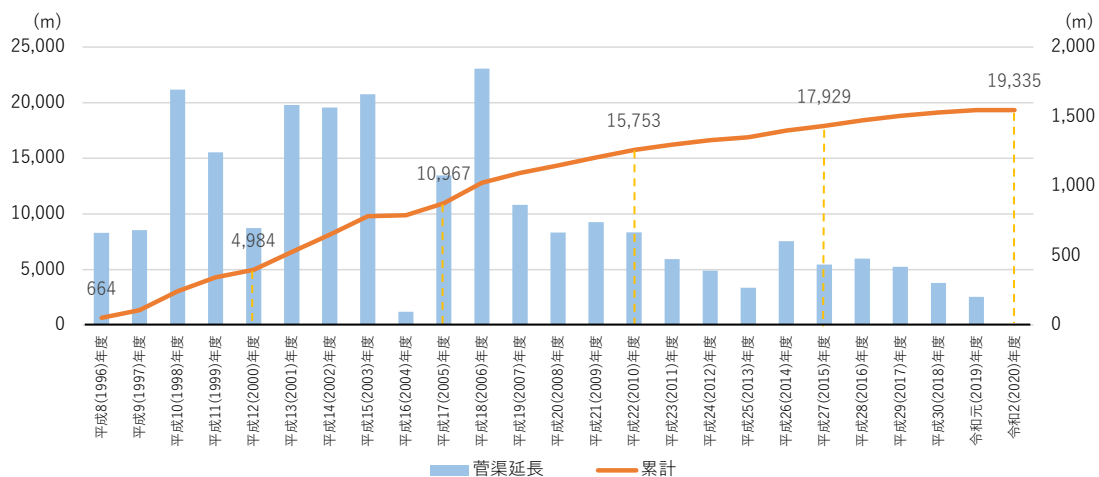
図20 簡易水道の保有量の推移



④ 公共下水道

公共下水道の管理延長は増加傾向となっており、約 780m/年の増加となっています。

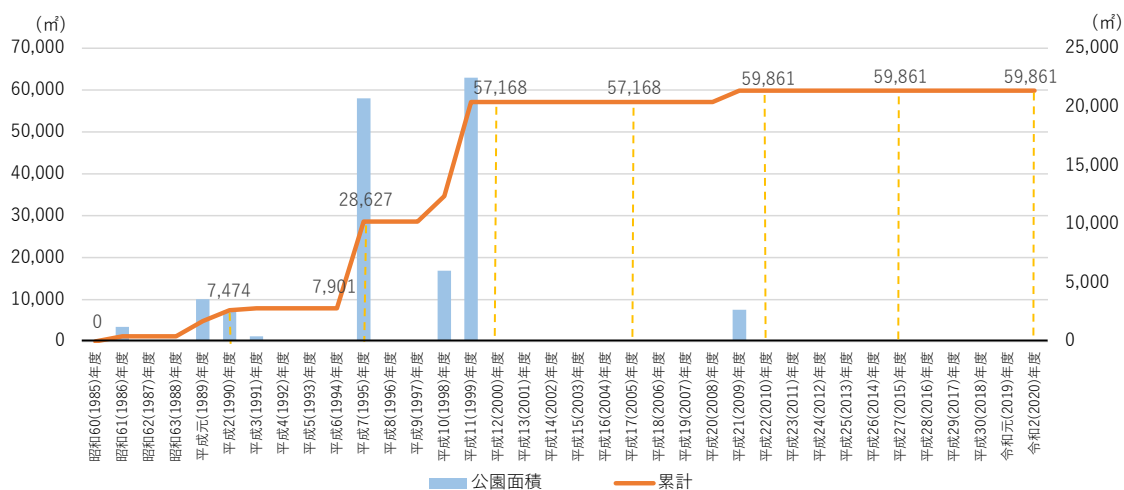
図21 公共下水道の保有量の推移



⑤ 公園

公園の面積は、平成 6(1994)年度から平成 12(2000)年度の間に約 7 倍に増加しています。平成 12(2000)年度から平成 22(2010)年度までは僅かに増加し、平成 22(2010)年度以降の保有量は変わりません。

図22 公園の保有量の推移



6 有形固定原価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、資産の老朽化を表す指標で減価償却累計額を取得価額で除した値です。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価額}}$$

減価償却とは、建物や機械装置など時の経過等によって価値が減少していく資産について、価値の減少を反映させる会計処理となります。

取得価額とは、当該資産の取得にかかる直接的な対価の他、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。

対象とする資産は、ソフトウェア、土地及び物品(備品等)を除いた資産を計上します。

表14 有形固定資産減価償却率の推移

(円)

	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
取得原価	10,464,866,256	10,729,745,322	10,837,428,681	11,116,814,202
償却資産累計額	5,749,248,596	6,005,035,635	6,270,307,244	6,537,497,466
有形固定資産 減価償却率	54.94%	55.97%	57.86%	58.81%

第4章 公共施設等マネジメントの基本方針

1 施設管理・更新に係る経費

1) 現在要している維持管理経費

総合管理計画策定以降の平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの 4 年間に行った維持管理経費の年平均は建物系公共施設が 199,536 千円、インフラ施設が 150,859 千円となります。対象となる経費は委託料、光熱水費、修繕費及び工事請負費を計上します。

表15 建物系公共施設の維持管理経費の実績推移

(千円)

	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
委託料	18,959	19,525	19,271	22,326	20,020
光熱水費	36,811	39,956	39,310	33,457	37,384
修繕費	12,201	10,925	11,534	15,769	12,607
工事請負費	198,776	72,758	173,651	72,916	129,525
計	266,748	143,164	243,766	144,468	199,536

図23 建物系公共施設の維持管理経費の実績推移

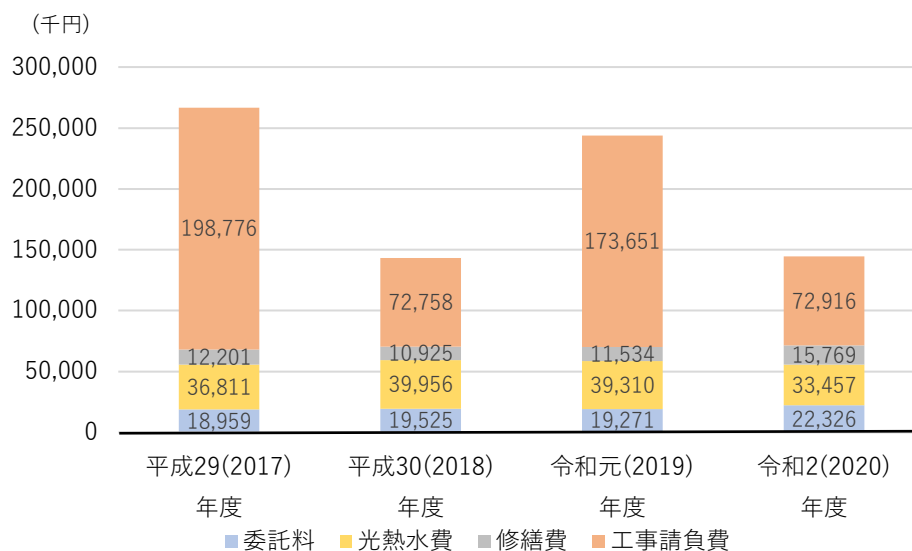
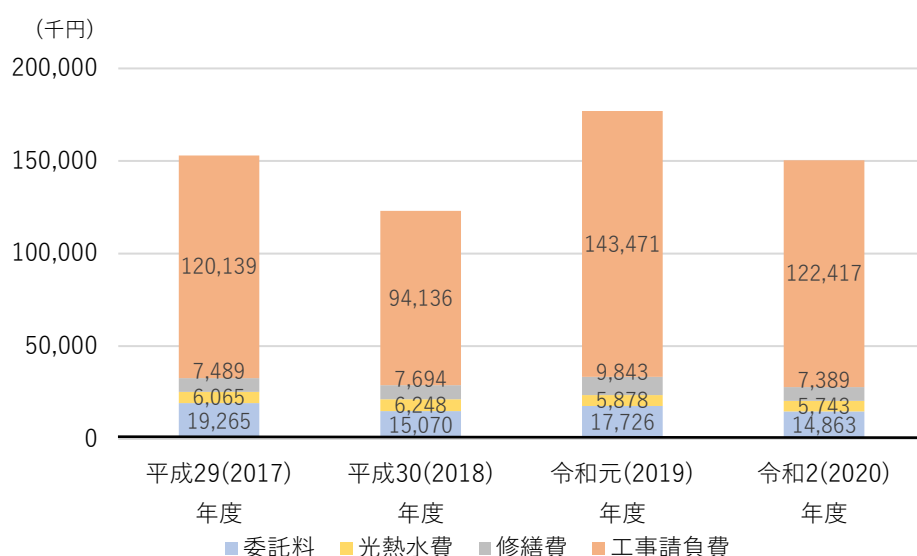


表16 インフラ施設の維持管理経費の実績推移

(千円)

	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	年平均
委託料	19,265	15,070	17,726	14,863	16,731
光熱水費	6,065	6,248	5,878	5,743	5,984
修繕費	7,489	7,694	9,843	7,389	8,104
工事請負費	120,139	94,136	143,471	122,417	120,041
計	152,958	123,149	176,919	150,412	150,859

図24 インフラ施設の維持管理経費の実績推移



2) 施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み

① 建物系公共施設

建物系公共施設を耐用年数で単純更新した場合の見込み額は、約 116 億円(1 年あたり約 3.9 億円)となります。

試算条件は、法定耐用年数の経過後に現在と同じ延べ面積を更新するとして、延べ面積の用途に応じた更新単価を乗じて試算します。更新費用には既存建物解体費も計上します。試算期間は「改訂町営住宅等長寿命化計画」に合わせた令和 3(2021)年度から令和 32(2050)年度までの 30 年間とします。

建物系公共施設の見込み額 約 116 億円

② インフラ施設

インフラ施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み額は、約 91 億円(1 年あたり約 3.0 億円)となります。更新単価は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月）」で示された数値に、国土交通省の「建設工事費デフレーター（令和 3 年 10 月）」で示された指数を乗じています。

橋りょうは「橋の長寿命化計画」の対症療法型(一般型管理)とした場合、100 年間のライフサイクル・コストが約 49.4 億円(1 年あたり約 0.5 億円)となります。

なお、更新費用の試算期間は、建物系公共施設と同様に令和 3(2021)年度から令和 32(2050)年度までの 30 年間とします。

表17 インフラ施設を単純更新した場合の前提条件・試算方法

①道路	更新年数は 15 年（舗装耐用年数 10 年と、一般的な供用寿命 12～20 年のそれぞれを踏まえ 15 年とし、全整備面積をこの 15 年で割った面積を毎年更新するものとします。）とします。 更新単価：5,100 円/㎡
③簡易水道	管類の更新年数は 40 年（法定耐用年数とします。簡易水道は整備年不明が多く、管の延長を、この 40 年で割った長さを毎年更新するものとします。）とします。 ポンプ等の更新年数は 15 年（法定耐用年数とします。）とします。 建屋の更新年数は建物施設に準じます。 更新単価：109 千円/m（導水管 300mm 以下）、106 千円/m（配水管 300mm 以下）、過去実績金額（その他）
④下水道	更新年数は 50 年（法定耐用年数とします。）とします。 更新単価：135 千円/m（管路）、109 千円/箇所（公共污水柵）、326 千円/箇所（マンホール）、過去実績金額（情報管理システム、監視装置、マンホールポンプ等）
⑤公園	更新年数は 40 年（法定耐用年数とします。）とします。 公園更新単価：11 千円/㎡
小計 1	(①、③、④、⑤)の見込み額 7,575,797

種別	対症療法型のライフサイクル・コスト	更新費用
②橋りょう	総額4,940,000千円÷100年×30年間	= 1,482,000
小計2		1,482,000

インフラ施設の見込み額(小計 1+小計 2) 約 91 億円

3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

① 建物系公共施設

建物系公共施設の長寿命化対策を反映した場合の令和 3(2021)年度から令和 32(2050)年度まで 30 年間の見込み額は、約 107 億円(1 年あたり約 3.6 億円)となります。

試算条件は、「改訂個別施設計画」で設定した長期的に維持する必要がある建物系公共施設(公営住宅を除く)を目標使用年数 80、築 20 年目と 60 年目に改修(機能回復)を見込みます。それ以外の建物系公共施設は築 50 年目で更新とし、更新費用には既存建物解体費を含みます。

これらによると、試算期間の見込み額は約 99.1 億円となります。

次に、「改訂町営住宅等長寿命化計画」において、「用途廃止」と位置付けた住棟を除き長寿命化型の改善事業を行うことで、試算期間の見込み額は約 7.9 億円となります。

② インフラ施設

橋りょうは予防保全型(長寿命化型管理)とした場合、「橋の長寿命化計画」によると 100 年間のライフサイクル・コストは約 20.2 億円(1 年あたり約 0.2 億円)となります。令和 3(2021)年度から令和 32(2050)年度までの見込み額は、約 6 億円となります。なお、他のインフラ施設は各個別施設計画を策定次第、長寿命化した場合の見通しを示します。

表18 橋りょうを予防保全型とした場合の更新費用

種別	予防保全型のライフサイクル・コスト	更新費用
橋りょう	総額2,020,000千円 ÷ 100年 × 30年間	= 606,000
橋りょうを長寿命化対策した場合の見込み		606,000

4) 対策の効果額

① 建物系公共施設

建物系公共施設の更新にあたり長寿命化対策等を踏まえると、耐用年数で経過時に単純更新した場合に比べて約 9 億円(=116 億円 - 107 億円)の削減が見込まれます。

② インフラ施設

橋りょうの更新にあたり長寿命化対策を踏まえると、約 9 億円(=15 億円 - 6 億円)の削減が見込まれます。

「橋の長寿命化計画」では、予防保全型が対症療法型よりも約 59%のライフサイクル・コストが低くなり、今後 100 年間で約 29.2 億円の縮減効果が見込まれます。なお、他のインフラ施設は各個別施設計画を策定次第、長寿命化対策を踏まえた対策の効果額の見通しを示します。

2 公共施設等の管理に係る基本方針

当町の現況や課題に対する認識を踏まえ、改訂総合管理計画について基本的な方針について整理します。

1) 町民の公共サービスに対する要求に対応

当町の建物系公共施設は、昭和 52(1977)年度から平成 22(2010)年度の間によく建設されました。令和 2(2020)年度以降も年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加すると推計されます。

当町の建物系公共施設も人口構成が変わることで、公共サービスに対する町民の要求も変化し、当初計画された施設の目的・利用頻度も変わっていくことが予想されます。

そのため、変化する町民の要求を適切に把握し、施設を有効に利用することを目指します。

① 用途の転用、または複合化による既存公共施設の有効活用

変化する町民の要求に対し適切に対応するため、施設機能が発揮されない施設のうち耐久性の高い構造躯体を持つ建物は、内装・設備等の改修を行い用途変更する、他の施設との集約または他の施設との複合化等を検討します。

② 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理経費は、町税等の一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。

公共施設の使用料などは、公共施設を利用しない人との公平性に考慮するとともに社会の経済状況の変化、施設の利用実態に合わせ、適切な使用料等の設定を検討します。

2) 人口減少を見据えた整備、更新

当町の人口は平成 12(2000)年の 4,910 人をピークに令和 22(2040)年には 3,547 人と約 28%の人口減少が推計されます。

そのため、新規施設の整備は施設の利用者を鑑み整備を行います。既存施設は適切な維持管理を行い、長期にわたり使用することを目指します。

① 人口動態などに基づいた全体面積の管理

当町の町民一人当たりの建物系公共施設の延べ面積は、人口減少に伴い増加することが予想されます。

今後は、公共施設の大規模改修や更新時期を迎えること、また施設の老朽化に伴い維持管理費の増大が予想されます。

施設全体の延べ面積は、人口や人口構成の変化、財源等の条件から適切に管理します。

② 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

整備された施設は定期的に現況調査を行い、必要に応じて修繕を行うことで大規模修繕・更新時期を調整し、維持管理経費の削減と平準化・長寿命化・有効活用を図ります。

施設を良好な状態に保ち長期使用が可能となるよう、優先的に「予防保全」を実施すべき部位、あるいは「事後保全」でも支障がない部位等、部位ごとに重要度を順位付けして修繕等を行います。将来的な公共施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した施設整備を進めていきます。

3) 協働の理念に基づく維持管理・運営

当町は無駄のない行政運営による歳出削減や財源の確保など、自立した自治体運営を推進する一方で町の職員や財源などの行政資源には限界があります。

そのため、公共施設の維持管理・運営や新規整備・修繕工事における資金調達について多様な主体との協議の理念を活かすことが求められます。

また、自治体運営に対する地域町民の関心が高まり、行財政の適切な運営に対し厳しい目が向けられる一方、心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに自己表現の場として、活躍の場を「地域」に広げていくことに期待が寄せられています。

当町はこれまでもふれあいサロン三ツ峠、公民館等で町民主体による管理を導入しています。今後さらに協働によるまちづくりの推進に努め、まちづくりにおける行政の役割を再検討し、多様化する公共サービスに対する要求や地域課題の解決に向け、町民等との役割分担による連携・協力を検討します。

4) 集団合意形成の仕組みの策定と町民の理解

施設の更新、用途変更または統合・廃止は、町民の理解と合意形成が特に重要です。そのため、集団合意形成のためのルールづくりとそれに基づいた十分な話し合いと理解に努めます。

3 数値目標（公共施設数、延べ面積、縮減・平準化に関する目標）

1) 建物系公共施設の削減目標

今後は人口減少、人口構成の変化に応じた適切かつ良質な行政サービスを維持するため、また、財政面においても将来に渡り維持できるよう建物系公共施設の削減目標を示します。

① 更新費用と削減率による目標値の試算

長寿命化対策等を行った場合においても、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの 4 年間の工事請負費の平均 1.3 億円に対して年間約 2.3 億円(=3.6 億円-1.3 億円)不足する見込みとなります。

今後とも工事請負費の平均 1.3 億円/年を維持しつつ、建物系公共施設の総量削減により不足する財源との均衡を図るとすると、総延べ面積(33,741 m²)の 57%(19,158 m²)の削減が必要と試算されます。

ア. 「改訂個別施設計画」において令和 32(2050)年度までに除却予定とした建物系公共施設 623 m²、「改訂町営住宅等長寿命化計画」において「用途廃止」と位置付けられた建物系公共施設 1,415 m²の合計 2,038 m²(全体の 6.0%)を全て床面積削減の対象とします。総延べ面積 33,741 m²から上記床面積を除いた残り 31,703 m²(全体の 94.0%)を床面積のさらなる削減の対象とします。

イ. 除却予定とした建物系公共施設の解体工事費は 30 年間で約 0.4 億円(平均 1,315 千円/年)となります。過去 4 年間の工事請負費の平均約 129,525 千円/年から解体工事費の年平均を差し引いた約 1.28 億円/年で改修等更新するためには、単純計算で 64.4%削減する必要があります。

ウ. 建物系公共施設の削減に伴い、併せて諸費(委託料、光熱水費、修繕費等)も削減されると試算されます(削減率 1%あたり約 700 千円)。このため、実際には 54.0%削減することで、維持管理経費と均衡すると見込まれます。

エ. 総延べ面積から、除却予定する 6.0%と維持管理経費と均衡する削減施設 50.7%を合計した 56.7%(改め 57%)が削減目標(試算結果 A)として試算されます。

図25 更新費用と削減率のシミュレーション(除却予定施設を除く)

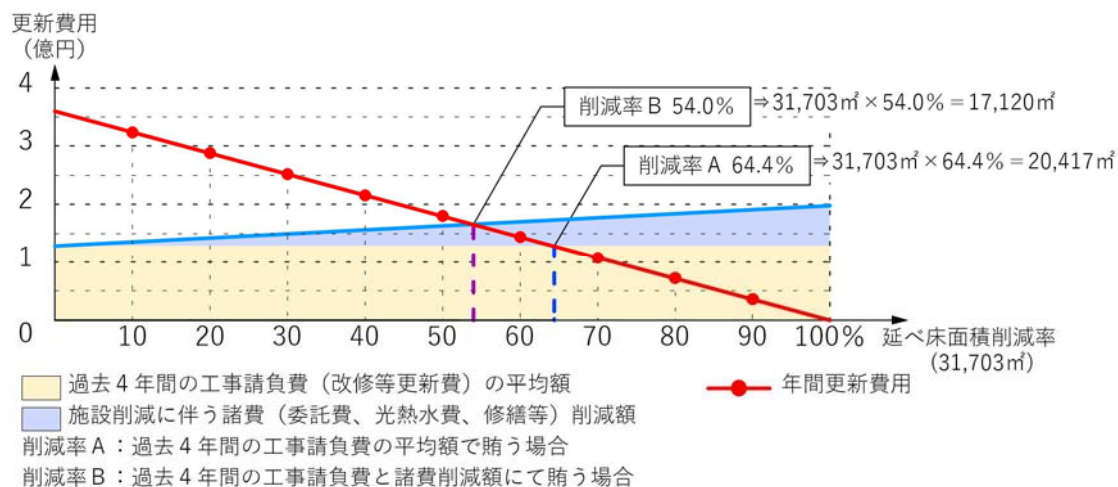


図26 試算結果 A (全体床面積における削減割合の内訳(除却予定施設を含む))



② 町民 1 人当たりの延べ面積による目標値の試算

令和 2(2020)年度における当町の町民 1 人当たりの延べ面積は 8.35 ㎡/人となっており、県民 1 人当たりの延べ面積 4.76 ㎡/人(山梨県 令和 2 年度 市町村別公共施設状況調(令和 3 年度版) 行政財産)に対して約 1.8 倍となっています。

今後は人口減少に伴い、町民 1 人当たりの延べ面積は増加していきます。現状と同程度の延べ面積を維持した場合の削減目標を試算します。

「① 更新費用と削減率による目標値の試算」で除却予定とした床面積を除いた 31,703 ㎡を今後も維持したとすると、令和 42(2060)年度の 1 当たりの延べ面積は、11.40 ㎡/人となり、令和 2(2020)年度に対して 37%増加します。

現状と同程度の町民 1 人当たりの延べ面積(8.35 ㎡/人)を維持するためには、除却予定床面積からさらに 8,490 ㎡の延べ面積の削減が必要と試算されます。

総延べ面積から、除却予定とする 6.0%と 40 年間で削減する施設 25.2%を合計した 31.2%(改め 31%)が削減目標(試算結果 B)として試算されます。

表19 町民 1 人当たりの延べ面積の推移

	令和2(2020) 年度	令和12(2030) 年度	令和22(2040) 年度	令和32(2050) 年度	令和42(2060) 年度
人口(人)	4,041	3,865	3,547	3,171	2,780
延べ面積(㎡)	33,741	31,703	31,703	31,703	31,703
1人当たりの延べ面積(㎡/人)	8.35	8.20	8.94	10.00	11.40
令和2(2020)年度比(%)	100%	98%	107%	120%	137%

図27 試算結果 B（全体床面積における削減割合の内訳(除却予定施設を含む)）



「試算結果 A」は公共施設を削減することで町民への行政サービスの提供に支障をきたし、当町の実情及び行政サービスの維持・向上の観点から不可能です。

当町の建物系公共施設は 40 年間で 31% を削減目標とします。

この目標は施設保有量の適正化、施設の運営管理の見直し、施設の現状把握した適切な更新と改修による施設の長寿命化、収益機能の導入による財政支出の抑制から施設削減目標の低減を併せて検討します。

当面は現在の施設を維持し、効率的な運営・管理を行いながら財政負担とのバランスを考え、今後の施設の保有量を総合的に判断していきます。

2) インフラ施設の削減目標

道路や橋梁などのインフラ施設は、一般的に施設量の縮減や廃止が困難であるため、維持管理等に要する経費の縮減を基本とします。

「橋の長寿命化計画」では、橋の優先度に応じて随時耐震補強を実施します。「対症療法型管理」から「予防保全型管理」に転換することにより、維持管理費が約 59% 縮減すると予測しています。そこで、現段階では同様の手法により維持管理費を 59% 縮減することを目標として採用します。

なお、他のインフラ施設は各個別施設計画を策定次第、削減目標を示します。

4 公共施設等の管理に係る実施方針

1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・保守

公共施設等は経年劣化等から生じる老朽化の進行により建物等の機能を低下させます。

施設の長寿命化を実現させ、かつ安全に使用するため、日常的・定期的な点検、診断等を行い、施設状況の把握が重要です。

点検・診断等の履歴情報は、施設管理における基本的な情報です。常に最新の情報を把握することで老朽化対策等に活用できます。

施設の点検は維持管理するため日常的に行う点検、定期的に行う点検、地震や事故等で臨時に行う点検に区分されます。また、点検は自主点検、法定点検と外部の有資格者に委託する点検があります。

委託契約により実施している保守・点検・整備が委託内容どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受けデータベースを更新し最新の状態を把握するよう努めます。そのため担当部署、点検範囲、点検周期を明確にする仕組みづくりを検討します。

② 施設の現況把握

・現況把握の実施方針

現況把握のための調査では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性等の必要な既往のデータを整理し現況を把握します。

現況把握は、経年的な施設の状況を把握するため定期的に行い、記録は「施設カルテ」や「住宅管理データベース」に保存します。保存された情報は総合的、計画的な管理を支援する情報として活用します。

・施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには上記の診断項目に加えて、財務、供給の現況把握が必要です。

各個別施設計画において「施設カルテ」や「住宅管理データベース」から施設ごとの課題や事業の優先度を判断し、計画的かつ効率的な事業の実施を判断します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕

公共施設等に係る維持管理経費及び修繕の自主的な管理に努め、計画的・効率的に行うことで維持管理経費及び修繕費を平準化し、施設の維持経費の縮減を目指します。

不具合が発生したその都度対応する「事後保全」ではなく、日常的・定期的な点検・診断等に基づいた「予防保全」を行います。

② 更新・改修

施設の経年変化には法規の改正による既存不適格の発生も含まれるため、遵法性にも留意します。

また、施設を更新する場合は、適切な規模の施設とすることを念頭に単独更新以外に統合や複合化について検討を行います。

3) 安全確保の実施方針

不特定多数が利用する公共施設等において利用者の安全を確保し、万一の事故・災害における損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を整えます。

また、危険性が高いと認められた施設については、安全確保の改修を実施または総合的に判断し改修せずに廃止も検討します。

4) 耐震化の実施方針

① 建物系公共施設

当町が保有する「指定避難所」となっている施設は5施設(7棟)あり、そのうち旧耐震基準(昭和55(1980)年以前)に建設された建物は3棟あります。これらは全て耐震性が確認されています。役場庁舎は平成30(2018)年度に行った耐震診断結果から耐震性がないと判定され「改訂個別施設計画」で「改築」と判断されています。また、耐震診断未実施の建物は耐震診断の実施を検討します。

表20 当町における指定避難所の耐震化状況

用途	昭和55年 以前の 建築物	昭和55年 以降の 建築物	計	耐震性を 有する 建築物数	耐震化率 (令和3年度現在)
災害の拠点 となる建築物	3	4	7	7	100%

② インフラ施設

インフラ施設は、町民生活に不可欠な基盤施設であるため、各施設の耐震基準に応じて補強工事を実施します。ただし、財政面から全ての補強工事を実施することは困難であるため、重要度に応じて優先順位を定めたうえで実施します。

5) ユニバーサルデザイン化の実施方針

施設の修繕や更新等の際には、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)」におけるユニバーサルデザインの考え方などを踏まえ、誰もが安心、安全で利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

6) 長寿命化の実施方針

定期的な点検・診断に基づく総合的・計画的な管理による「予防保全」を行い、施設の長期利用を図ります。

また、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことで、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。さらに施設の寿命を延ばすには長寿命化改修が必要となります。

「改訂個別施設計画」、「改訂町営住宅等長寿命化計画」で長寿命化可能と判断された建物系公共施設は長寿命化改修し、コスト縮減を検討します。長寿命化改修においては改修予定年度までに、建物の劣化状況を調査し長寿命化改修が可能か検討します。

7) 統合や廃止の推進方針

建物系公共施設は、関連計画を踏まえたそのあり方の見直しを行い、適正な配置と効率的な管理運営を図るべく、必要に応じた統合・廃止等を検討します。

表21 統合・廃止等の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	運営面(検討項目)
継続使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持管理実施	・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者の要求を踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転等を検討
施設廃止	・施設廃止後は建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転等を検討

8) 未利用資産等の活用や処分に関する方針

用途廃止した建物系公共施設は、構造躯体と設備の健全性が概ね保たれている場合、他用途への変更または民間への貸与等を検討します。施設廃止とした建物系公共施設は建物解体を行い、跡地は原則売却を行います。

9) 計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 公共施設等マネジメント組織体制の構築

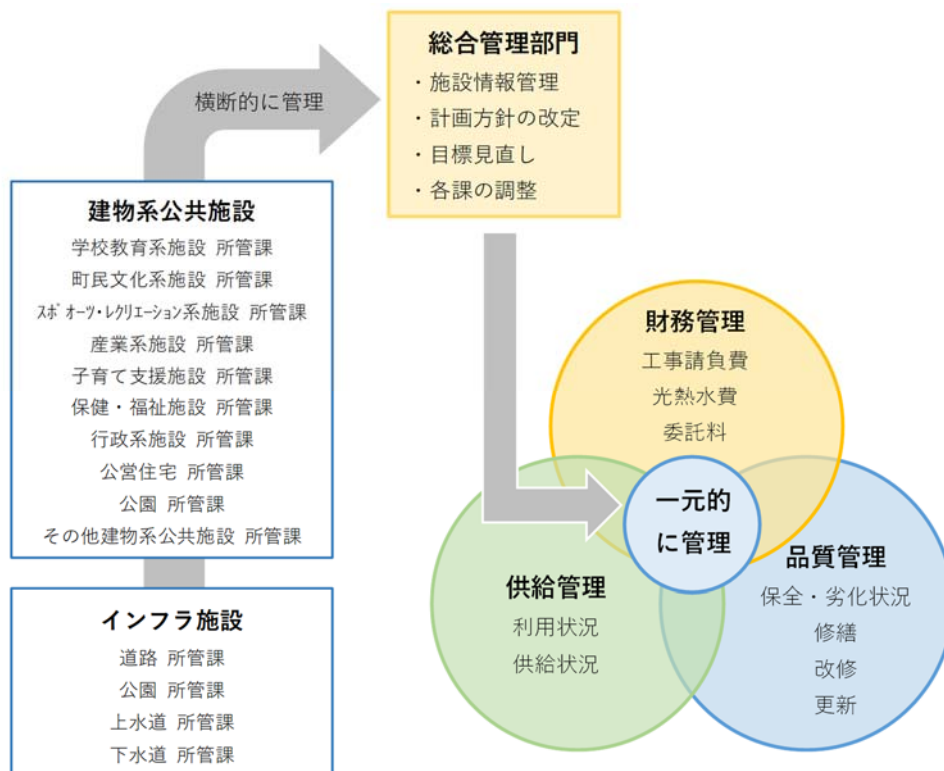
維持管理・更新等を適切に進めていくにあたり、今後は財政的な制約により困難な状況が予想されます。

このようななかで、公共施設等は施設類型(公営住宅、学校、道路等)ごとに各課が所管しており、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていません。

公共施設の複合化や用途変更など施設を効率的に管理するためには、既存の施設類型の枠組にとらわれない検討が必要になります。

そこで、公共施設等を全庁横断的にマネジメントするため、公共施設等の全体を把握し情報を管理する総合管理部門を設置します。総合管理部門は公共施設等に関して会計部門と連携し一元管理を行います。また、各課の調整機能を有し、総合管理計画の進行管理を行うと共に方針の改定、目標の見直しや各施設の情報管理を行います。

図28 総合管理部門機能イメージ



② 町民等利用者の理解と協働による推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など協働を促進する環境整備が不可欠となります。公共施設等における行政サービスの有効性、維持管理の成果や施設の利用状況などの情報の共有に努めます。

③ 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用検討

アウトソーシング体制の一環ともいえる指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用については可能な場合検討します。行政と民間のパートナーシップにより、効率的かつ質の高い公共サービスの提供が可能となります。また、新たな公共施設等の整備だけでなく、延べ面積削減対象施設の用途変更に採用することも検討します。

当町では、三ッ峠グリーンセンター、いきいき健康福祉センターで指定管理者制度を導入しています。このような民間のノウハウを発揮したサービスの向上を目的とし、今後とも行政と民間のパートナーシップにより効果的で質の高い公共サービスを目指すため、対象施設の拡大や連携方法等の見直し等について検討します。

表22 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・町民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を駆使することで、効率化やサービス向上を図る公共事業をいう

5 広域連携、国管理施設との連携についての考え方

人口減少社会において、高齢化の進行とインフラの老朽化により行政コストの増大が見込まれます。行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、他の地方公共団体と連携し、それぞれが保有する公共施設等の資産を融通し合い、有効的な活用が重要と考えます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

1) 学校教育系施設

① 施設概要

当町の学校教育系施設は小学校 1 校・中学校 1 校の計 2 校を有しています。これらの施設は昭和 54(1979)年度から平成 21(2009)年度の間に建設されています。

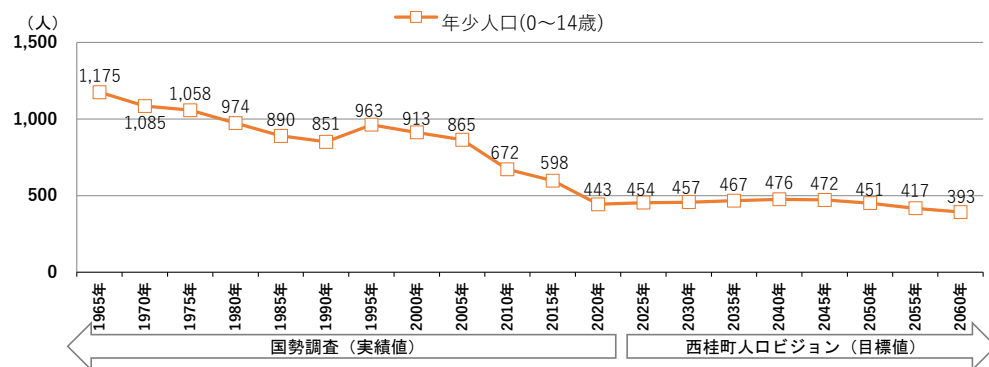
表23 学校教育系施設の施設概要

大分類	施設名称	建物名称	延べ面積	建設年度
学校教育系施設	西桂小学校	北側校舎	1,725.50㎡	昭和62(1987)年度
		南側校舎	2,118.00㎡	昭和54(1979)年度
		屋内プール	943.00㎡	昭和62(1987)年度
		屋内運動場	1,375.20㎡	平成20(2008)年度
		体育器具庫	26.00㎡	昭和63(1988)年度
		学校給食共同調理場	773.00㎡	昭和63(1988)年度
		中央渡り廊下	60.00㎡	平成21(2009)年度
	西桂中学校	校舎	4,219.97㎡	平成15(2003)年度
		屋内運動場	1,682.89㎡	平成21(2009)年度
		体育器具庫(1)	40.00㎡	平成2(1990)年度
		体育器具庫(2)	103.37㎡	平成14(2002)年度
学校教育系施設 合計			13,066.93㎡	—

② 児童・生徒数に係る人口の推移

当町の年少人口は平成 7(1995)年から令和 3(2020)年までは減少になり、令和 3(2020)年以降はほぼ横ばいの数で推移すると見込まれています。

図29 年少人口(0~14 歳)の推移

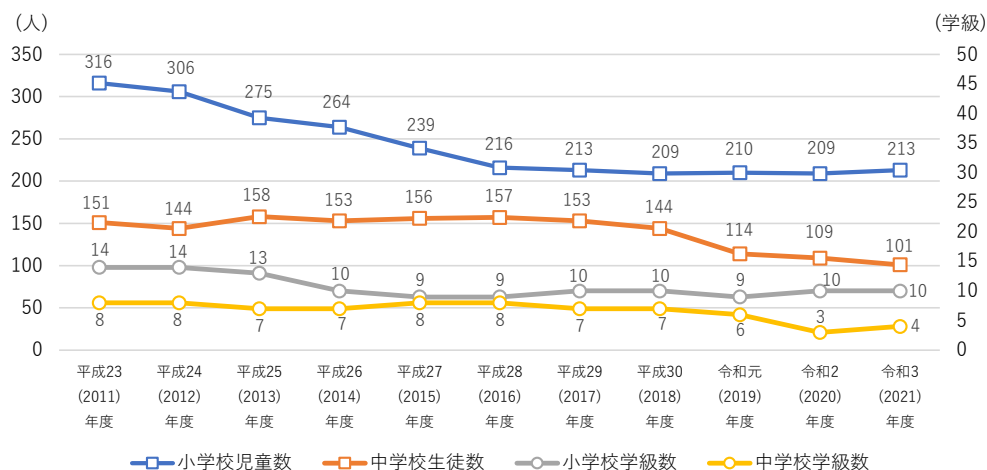


出典：山梨県統計データバンク、西桂町人口ビジョン(平成 28 年 1 月)

小学校の児童数は平成 23(2011)年度から令和 3(2021)年度までの 10 年間では平成 28(2016)年度までは年々減少していますが、平成 28(2016)年度以降はほぼ一定の児童数を維持しています。

中学校の生徒数は平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度まではほぼ一定の生徒数を維持していましたが、平成 30(2018)年度以降は減少傾向となっています。

図30 学校教育系施設の児童数・生徒数の推移



出典：山梨県 県政情報・統計 山梨県内の学校・学級・児童生徒数等

③ 施設の規模・品質・コストに関する基本的な考え方

・規模の適正性に関する基本的な考え方

当町の学校教育系施設は小学校 1 校・中学校 1 校の計 2 校を有しており、当町の年少人口は令和 3(2020)年までは減少になり、令和 3(2020)年以降はほぼ横ばいの数で推移すると見込まれています。

各校とも屋内運動場を有しており、それぞれの校舎と共に避難施設に指定されています。また、現況の各校の校舎延べ面積は設置基準から算定される校舎面積と比べて十分な校舎面積を有しています。

施設の延べ面積については今後、適正な規模について検討します。

表24 小学校・中学校設置基準

規模評価項目		西桂小学校	西桂中学校
建物	現況の校舎延べ面積	3,843.50㎡	4,219.97㎡
	設置基準による校舎面積	1,365.00㎡	966.00㎡
人員	児童・生徒数(令和3年度)	213人	101人

出典：文部科学省 小学校設置基準、中学校設置基準

- ・ **品質の適正性に関する基本的な考え方**

「改訂個別施設計画」では、各種点検結果をもとに現地の状況を確認し、「施設カルテ」として施設の基礎情報や劣化度の評価、工事履歴を一元的に取りまとめます。

点検結果のなかで予防保全が必要となる部位・部材については、対策を実施し施設の効率的な維持管理を行います。

- ・ **コストの適正性に関する基本的な考え方**

学校教育系施設は、昭和 54(1979)年度から平成 21(2009)年度の間に建設されており今後は施設の修繕費が大きくなる可能性があります。

光熱水費の詳細調査を行い、運用や設備における省エネ策を検討します。また、外部委託費に関してもコスト縮減の方法を検討します。

④ **施設管理の実施方針**

- ・ **点検、診断等の実施方針**

点検、診断、修繕については計画的な方法を検討します。令和 2(2020)年度に簡易劣化診断を実施しています。

- ・ **維持管理、修繕、更新等の実施方針**

修繕、更新等は将来の利用状況を考慮し、「改訂個別施設計画」をもとに計画的に実施することでコスト縮減を図ります。

- ・ **安全確保の実施方針**

施設における危険部位の発見と安全確保の体制を構築します。設備等の点検、保守においても再確認を行います。

- ・ **耐震化の実施方針**

学校施設は全ての建物で耐震性が確認されています。

- ・ **長寿命化の実施方針**

規模、品質、コストの評価の良い施設については長寿命化を図ります。「改訂個別施設計画」をもとに、学校教育系施設は長寿命化を行い維持更新コストの縮減を図ります。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

学校教育系施設は現況の規模を維持しますが、今後の施設利用状況等に留意し、小中一貫教育に向けた統合や廃止の検討を行います。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

2) 公営住宅

① 施設概要

当町の公営住宅は、4 団地 14 棟を有しています。昭和 52(1977)年度から平成 2(1990)年度の間に建設されています。

「改訂町営住宅等長寿命化計画」では、令和 12(2030)年度における目標管理戸数を 65 戸としています。長期的に住宅ストックを運営管理するために、予防保全的な修繕、改善を適正に実施し長寿命化を図ります。

表25 公営住宅の施設概要

大分類	施設名称	建物名称	延べ面積	建設年度
公営住宅	月夜の平団地	1号棟	1,243.62㎡	平成2(1990)年度
		2号棟	829.00㎡	平成2(1990)年度
		集会所	68.30㎡	平成2(1990)年度
	浅間団地	1号棟	819.96㎡	昭和60(1985)年度
		2号棟	1,229.76㎡	昭和61(1986)年度
		集会所	58.50㎡	昭和61(1986)年度
	中野団地	1号棟	819.96㎡	昭和62(1987)年度
		2号棟	1,229.76㎡	昭和63(1988)年度
		集会所	69.13㎡	昭和63(1988)年度
	入田団地	1号棟	347.40㎡	昭和52(1977)年度
		2号棟	240.48㎡	昭和53(1978)年度
		3号棟	372.12㎡	昭和54(1979)年度
		4号棟	379.56㎡	昭和55(1980)年度
		集会所	75.60㎡	昭和55(1980)年度
公営住宅 合計			7,783.15㎡	—

② 入居者に係る人口の概要

住宅の入居世帯のうち、「60 歳以上の高齢者がいる世帯」は 28.2%(令和 2 年 4 月現在)となっています。割合はそれほど高くはありませんが、今後老年人口の増加が予想されるため、公営住宅入居者の高齢化は進行すると予想されます。

③ 施設の規模・品質・コストに関する基本的な考え方

・規模の適正性に関する基本的な考え方

「改訂町営住宅等長寿命化計画」では、現況の管理戸数 112 戸に対し令和 12(2030)年度における目標管理戸数を 65 戸としています。

公営住宅も今後の人口減少と共に需要の減少が予想されるため、需要の見定めと共に将来のストック数を見据えた事業選定を行います。

- ・ **品質の適正性に関する基本的な考え方**

「住宅管理データベース」を活用し、住宅、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。

- ・ **コストの適正性に関する基本的な考え方**

建物の状況を的確に把握し、効率的で効果的な改善の実施により長寿命化を図ります。仕様や材料のアップグレード等で耐久性を向上し、修繕周期や建替周期を延長することでライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図ります。

老朽化した敷地分散型の住宅を集約するなど、維持管理コストの縮減を図ります。

④ **施設管理の実施方針**

- ・ **点検、診断等の実施方針**

定期点検、日常点検、入退去に伴う住宅内部の点検結果については、「住宅管理データベース」に記録し、修繕・維持管理の適切な実施や次回の点検に役立てます。

- ・ **維持管理、修繕、更新等の実施方針**

点検結果及び修繕履歴データベース等の内容を踏まえ、予防保全的な観点から将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・必要な費用の見込み等について想定した長期修繕計画をもとに計画的かつ効率的な工事を実施します。

- ・ **安全確保の実施方針**

施設における危険部位の発見と安全確保の体制を構築します。設備等の点検、保守においても再確認を行います。

- ・ **耐震化の実施方針**

公営住宅の施設は全ての建物で耐震性が確認されています。

- ・ **長寿命化の実施方針**

「改訂町営住宅等長寿命化計画」をもとに、公営住宅は長寿命化を行い維持更新コストの縮減を図ります。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

「改訂町営住宅等長寿命化計画」にもとに、公営住宅は用途廃止を行います。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

3) その他の施設

① 施設概要

その他の施設として町民文化施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公園、その他建物系公共施設があります。これらの施設は昭和 41(1966)年度から平成 27(2015)年度の間に建設されています。

表26 その他の施設概要

大分類	施設名称	建物名称	延べ面積	建設年度
町民文化系施設	西桂町役場	ふれあいサロン三つ峠	270.26㎡	昭和45(1970)年度
	きずな未来館	きずな未来館	1,451.71㎡	昭和53(1978)年度
		倉庫	19.86㎡	平成22(2010)年度
町民文化系施設 合計			1,741.83㎡	—
スポーツ・レクリエーション系施設	フットサル場	管理事務所	28.12㎡	平成10(1998)年度
	三つ峠グリーンセンター	すこやか交流館アーク	562.00㎡	昭和58(1983)年度
	町民グラウンド	管理事務所	93.25㎡	昭和60(1985)年度
	三ッ峠グリーンセンター	ふれあい館	1,623.97㎡	平成12(2000)年度
		体験学習棟	558.96㎡	平成11(1999)年度
		水車小屋	16.56㎡	平成12(2000)年度
		ログハウスTYPE1	38.88㎡	平成11(1999)年度
		ログハウスTYPE2	38.88㎡	平成11(1999)年度
		ログハウスTYPE3	38.88㎡	平成11(1999)年度
		ログハウスTYPE4	77.76㎡	平成11(1999)年度
		バーベキュースクエア	154.44㎡	平成11(1999)年度
		陶芸工房	130.17㎡	平成13(2001)年度
		特産品栽培所	607.00㎡	昭和41(1966)年度
		農機具倉庫	225.00㎡	平成13(2001)年度
		屋外トイレ	26.50㎡	平成12(2000)年度
スポーツ・レクリエーション系施設 合計			4,220.37㎡	—
産業系施設	産業会館	産業会館	448.74㎡	昭和53(1978)年度
産業系施設 合計			448.74㎡	—
子育て支援施設	西桂町保育所	園舎	1,202.24㎡	平成22(2010)年度
		倉庫	36.04㎡	平成22(2010)年度
子育て支援施設 合計			1,238.28㎡	—
保健・福祉施設	いきいき健康福祉センター	いきいき健康福祉センター	1,143.82㎡	平成7(1995)年度
保健・福祉施設 合計			1,143.82㎡	—

大分類	施設名称	建物名称	延べ面積	建設年度
行政系施設	西柱役場	役場庁舎	1,672.62㎡	昭和45(1970)年度
	総合倉庫	総合倉庫	238.50㎡	昭和54(1979)年度
	上町公民館	上町公民館	269.73㎡	平成9(1997)年度
	下暮地公民館	下暮地公民館	162.30㎡	平成6(1994)年度
	倉見公民館	倉見公民館	149.05㎡	平成6(1994)年度
	本町公民館	本町公民館	132.41㎡	平成5(1993)年度
	柿園公民館	柿園公民館	145.42㎡	平成19(2007)年度
	防災倉庫	防災倉庫	228.20㎡	平成27(2015)年度
行政系施設 合計			2,998.23㎡	—
公園	ランランランド	ゲートボール場屋根	606.27㎡	平成16(2004)年度
		公衆トイレ(1)	3.46㎡	平成元(1989)年度
		公衆トイレ(2)	4.15㎡	平成6(1994)年度
	憩の森公園	公衆トイレ	2.52㎡	平成10(1998)年度
	三ッ峠さくら公園	公衆トイレ	35.36㎡	平成10(1998)年度
	桂川公園	公衆トイレ	4.90㎡	平成10(1998)年度
公園 合計			656.66㎡	—
その他 建物系公共施設	消防センター	消防センター	82.09㎡	平成19(2007)年度
	教員住宅	A棟	193.00㎡	平成25(2013)年度
		B棟	167.53㎡	平成25(2013)年度
その他建物系公共施設 合計			442.62㎡	—
その他の施設 総合計			12,890.55㎡	—

② 人口減少による利用者の推移

当町の人口は、今後は減少となると推計されます。「改訂個別施設計画」では、町民文化系施設の利用者は増加傾向となっています。スポーツ・レクリエーション系施設の利用者も増加又は一定数の利用者数となっています。また、行政系施設も一定数の利用者数となっています。保健・福祉施設の利用者は増加傾向となっており、老年人口の増加と共に需要は高くなると予想されます。

③ 施設の規模・品質・コストに関する基本的な考え方

・規模の適正性に関する基本的な考え方

施設の利用状況により、改善、更新または廃止等を検討します。

・品質の適正性に関する基本的な考え方

「改訂個別施設計画」では、各種点検結果をもとに現地の状況を確認し、「施設カルテ」として施設の基礎情報や劣化度の評価、工事履歴を一元的に取りまとめます。

点検結果のなかで予防保全が必要となる部位・部材については、対策を実施し施設の効率的な維持管理を行います。

・コストの適正性に関する基本的な考え方

建物の状況を的確に把握し、効率的で効果的な改善の実施により長寿命化を図り

ます。

④ 施設管理の実施方針

・点検、診断等の実施方針

点検、診断、修繕については計画的な方法を検討します。令和 3(2021)年度に簡易劣化診断を実施しています。

・維持管理、修繕、更新等の実施方針

修繕、更新等は将来の利用状況を考慮し、「改訂個別施設計画」をもとに計画的に実施することでコスト縮減を図ります。

・安全確保の実施方針

施設における危険部位の発見と安全確保の体制を構築します。設備等の点検、保守においても再確認を行います。

・耐震化の実施方針

役場庁舎は平成 30(2018)年度に行った耐震診断から「耐震性がなく補強又は改築が必要」と判断されています。産業会館、三ッ峠グリーンセンターの特産品栽培所は耐震診断が未実施となっています。その他の建物は全て耐震性が確認されています。

・長寿命化の実施方針

「改訂個別施設計画」をもとに、長寿命化が可能と判断された建物は長寿命化を行い維持更新コストの縮減を図ります。

・統合や廃止の実施方針

施設の利用状況、町民ニーズを考慮して廃止又は用途変更を検討します。「改訂個別施設計画」をもとに、解体と判断された建物は解体を行います。

・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

2 インフラ施設の管理に関する基本的な方針

1) 道路

① 施設概要

当町の道路は、町の中心部を中央自動車道(富士吉田線)及び国道 139 号と富士急行線が東西に縦断しています。

町道は、市街地にある多くが狭隘道路であり、緊急車両の通行や交通安全面が懸念されるが、道路拡幅は困難である状況を踏まえ、交通安全対策・バリアフリー化などにより、歩行者・自転車・自動車が共存できる安全空間への整備が必要です。

② 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

・数量に関する基本的な考え方

施設の使用状況に留意し、最適な道路網の検討を行います。

・品質に関する基本的な考え方

施設の事故防止に対する管理体制を構築します。市街地にある多くが狭隘道路のため、緊急車両の通行や交通安全面から交通安全対策・バリアフリー化などによる安全対策を行います。

・コストに関する基本的な考え方

予防保全型の管理計画を策定し、管理計画に基づいた長寿命化を行います。計画的な修繕を行い、維持管理コストの縮減を図ります。

③ 施設管理の実施方針

・点検、診断等の実施方針

定期的に点検・診断を行います。

・維持管理、修繕、更新等の実施方針

計画的な施設管理を行うため、予防保全型の長寿命化計画を策定します。将来の保全コストの低減、平準化の実現を検討します。

・安全確保の実施方針

交通安全対策、バリアフリー化などによる安全対策を行います。

・長寿命化の実施方針

路面の健全性の点検を定期的に実施し、現況を把握します。効率的な維持管理と予防保全により、長寿命化を図ります。修繕を行う管理基準を定め、適切な修繕を実施します。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

将来の町のあり方を踏まえ、適切な道路網を検討します。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

2) 橋りょう

① 施設概要

当町で管理する橋りょうは 42 橋です。昭和 35(1960)年度から平成 19(2007)年度の間に建設されています。

② 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

- ・ **数量に関する基本的な考え方**

施設の使用状況に応じ、適切な数量の検討を行います。

- ・ **品質に関する基本的な考え方**

日常的な維持管理を行い、施設を良好な状態に保ちます。

- ・ **コストに関する基本的な考え方**

「橋の長寿命化計画」に基づき、長寿命化を行います。

③ 施設管理の実施方針

- ・ **点検、診断等の実施方針**

町職員による簡易点検と専門家による詳細点検を定期的に実施します。

- ・ **維持管理、修繕、更新等の実施方針**

「橋の長寿命化計画」に基づき、従来の「対症療法型管理」から「予防保全型管理」へと管理手法を転換します。また、日頃のメンテナンスを行い劣化の進行速度を抑え、長期的な健全性の確保につなげます。

具体的な重点対策として、橋の端部や排水ますなどに溜まった土砂の詰りを小まめに処理します。

- ・ **安全確保の実施方針**

交通安全対策、バリアフリー化などによる安全対策を行います。

- ・ **長寿命化の実施方針**

「橋の長寿命化計画」に基づき、長寿命化を実施します。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

将来の町のあり方を踏まえ、適切な道路網を検討します。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

3 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

1) 簡易水道施設

① 施設概要

簡易水道施設は、当町の生活用水等として、需要者に供給することを目的とし設置します。

② 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

- ・ **数量に関する基本的な考え方**

給水人口の変動に留意し、効果的な管路網を構築します。

- ・ **品質に関する基本的な考え方**

施設の長寿命化を検討します。水道供給の持続性、安全な水の確保を目指します。

- ・ **コストに関する基本的な考え方**

予防保全型の施設管理計画を策定し、事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。

③ 施設管理の実施方針

- ・ **点検、診断等の実施方針**

配水管の状態を健全に維持するため、定期的な点検・診断を行います。

- ・ **維持管理、修繕、更新等の実施方針**

安定的な供給が可能となるよう、予防保全型の計画を策定し、維持管理・修繕・更新等を計画的に実施します。保全コストの低減・平準化を検討します。

- ・ **安全確保の実施方針**

水質の汚染を防止し水道水の供給や断水を防止するため、老朽管の更新を計画的に行います。

- ・ **耐震化の実施方針**

簡易水道の耐震化を検討します。

- ・ **長寿命化の実施方針**

維持管理コストの適正化を検討します。施設の点検を定期的の実施し、現況を把握します。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

給水人口の変動に適切に対処します。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

2) 下水道施設

① 施設概要

下水道施設は当町の生活排水施設として、需要者に衛生的な住環境を提供することを目的として設置します。

② 施設の数量・品質・コストに関する基本的な考え方

- ・ **数量に関する基本的な考え方**

人口の変動に留意し、効率的な管路網を構築します。管路網の見直しについては期間を定めて定期的に行います。

- ・ **品質に関する基本的な考え方**

施設の長寿命化を検討します。接続率を上げ水質汚染の防止に努めます。

- ・ **コストに関する基本的な考え方**

予防保全型の施設管理計画を策定し、事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。

③ 施設管理の実施方針

- ・ **点検、診断等の実施方針**

管渠施設の状態を健全に保つため、定期的な点検・診断を行います。

- ・ **維持管理、修繕、更新等の実施方針**

予防保全型の計画を策定し、維持管理・修繕・更新等を計画的に実施します。保全コストの低減・平準化を検討します。

- ・ **安全確保の実施方針**

水質汚染を防止するため、老朽管の更新を計画的に行います。

- ・ **耐震化の実施方針**

下水道施設の耐震化を検討します。

- ・ **長寿命化の実施方針**

維持管理コストの適正化を検討します。施設の点検を定期的を実施し、現況を把握します。

- ・ **統合や廃止の実施方針**

人口の変動に適切に対処します。

- ・ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

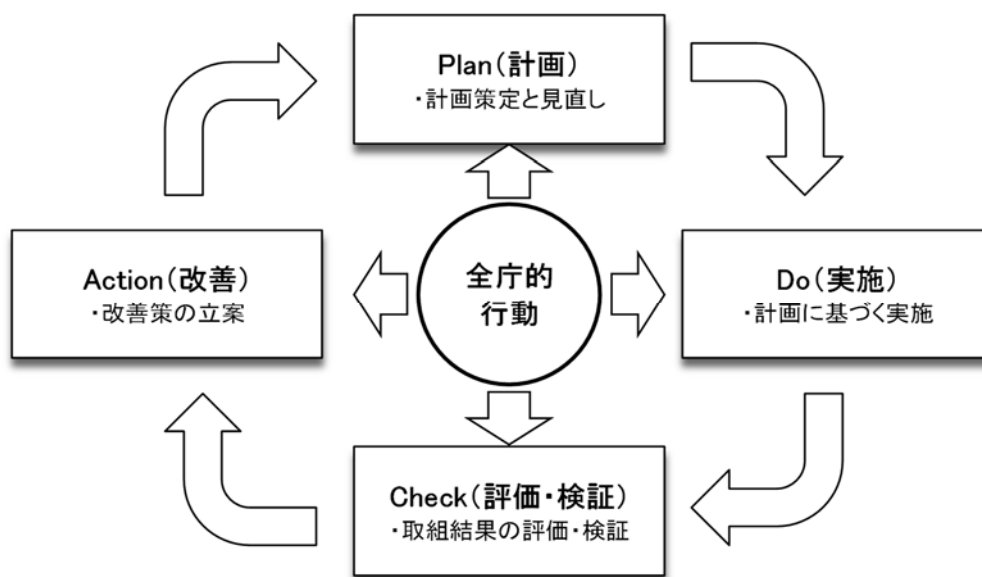
当町の公共施設等マネジメント推進体制は本計画の改訂ごとに見直します。総合管理部門は関係各課との情報交換を密にし、総合的かつ計画的な管理を行います。

第6章 計画推進に向けた取組み

1 業務サイクルによるフォローアップ

総合管理計画の進捗状況等を確認するとともに、設定した数値目標に照らし法定点検等の節目に評価を実施し、評価結果に基づき総合管理計画を改訂します。

図31 PDCA サイクル



2 地方公共団体による各種計画との連携

本計画は、建物系公共施設やインフラ施設を中心とした計画となりますが、教育や福祉など様々な分野とも関連するため、各分野の計画とも連携・整合を図りながら推進します。

3 地方公会計(固定資産台帳)の活用

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に紐付け、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

4 議会や町民との情報共有

公共施設等の適正化にあたっては、議会や町民に対し情報提供を行い、町全体で情報の共有化を図ります。

5 今後の進め方

公共施設等の良好な状態を維持し継続的に運営していくためには、点検・診断や計画の見直し維持管理・修繕・改善等に関する事業実施体制の強化を図ることが求められます。

当町は少子化や高齢化などに伴う人口減少、厳しい財政状況にありますが、公共施設等の維持更新費を適正な水準に抑え、町民の要求に合った質の高いサービスを供給することが求められます。

そのため、当町の実情に合った総合管理計画のもと各個別施設計画を策定します。

西桂町公共施設等総合管理計画【改訂版】

令和4年3月

発行：西桂町 企画財政課

〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1

TEL 0555-25-2121 / FAX 0555-20-2015